

官報

号外 昭和六十三年五月十七日

○第百十二回 衆議院會議録 第二十四号

昭和六十三年五月十七日(火曜日)

議事日程 第二十一号

昭和六十三年五月十七日

午後一時開議

第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

労働組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

刑事施設法案(第百八回国会、内閣提出)、刑事施設施行法案(第百八回国会、内閣提出)、留置施設法案(第百八回国会、内閣提出)及び海上保安庁の留置施設に関する法律案(第百八回国会、内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(原健三郎君) 日程第一、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。地方行政委員長松本十郎君。

消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松本十郎君登壇〕

○松本十郎君 ただいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定の方法を導入することとし、あわせて、危険物の保安を確保するため、製造所等の許可の取り消し等に関し、所要の改正を行うものであります。

本案は、四月二十七日参議院から本院に送付され、同日本委員会に付託されたもので、四月二十八日梶山自治大臣から提案理由の説明を聴取、五月十三日質疑に入り、危険物の見直しの適否、救

急医療体制を含む消防力の充実等について論議が行われましたが、同日質疑を終了、次いで討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、三項目にわたる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、労働組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

労働組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 労働組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。社会労働委員長理事高橋辰夫君。

労働組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔高橋辰夫君登壇〕

○高橋辰夫君 ただいま議題となりました労働組合法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、労働委員会制度の効率的運営及び機能強化を図るため、中央労働委員会と国営企業労働委員会とを統合する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、統合後の中央労働委員会の委員の数は、公労使各十三人とすること、

第二に、労使委員は、国営企業を含む関係労使の推薦に基づいて、公益委員は、労使委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること、

第三に、現行の国営企業労働委員会の地方調停委員会は廃止し、統合後の中央労働委員会に地方における国営企業の事件のほか、一般企業の事件の一部をも担当する地方調整委員を置くこと、

第四に、労使委員についてはそれぞれ推薦母体別に、公益委員については会長の指名により、一般企業担当と国営企業担当を定め、紛争調整の開始の決定、あっせん、調停、仲裁等に参与させること、

第五に、国営企業の事件に関する不当労働行為の審査等については、重要な事件を除き、国営企業担当の公益委員のみで処理することができることと等であります。

本案は、去る五月十三日付託となり、本日中村労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了いたしましたところ、公益委員の委員候補者名簿の作成手続等について、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議及び民社

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 刑事施設法案外一案についての林田法務大臣の趣旨 説明

八六八

党・民主連合より四党共同の修正案が、また、公益委員の教等について、日本共産党・革新共同より修正案がそれぞれ提出され、採決の結果、日本共産党・革新共同の修正案は否決され、本案は、四党共同提案に係る修正案のとおりの修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおりに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおりに決しました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(原健三郎君) 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員理事村岡兼造君。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔村岡兼造君登壇〕

○村岡兼造君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、議員の任期満限または衆議院の解散により身分を喪失する国会議員の秘書に係る健康保険及び厚生年金保険の適用について、その特例措置を講じようとするものであります。

その内容は、議員の任期満限または衆議院の解散による選挙後再就職する秘書については、これらの期間中、給料が支給される場合に限り、特例として、健康保険については、保険料の二分の一を議員が負担することとして任意継続被保険者とみなし、厚生年金保険については、秘書、議院各二分の一負担の保険料を納付することを要件として被保険者の資格を喪失しなかったものとするのであります。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

刑事施設法案(第百八回国会、内閣提出)、刑事施設法施行法案(第百八回国会、内閣提出)、留置施設法案(第百八回国会、内閣提出)及び海上保安庁の留置施設に関する法律案(第百八回国会、内閣提出)の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、第百八回国会、内閣提出、刑事施設法案、刑事施設法施行法案、留置施設法案及び海上保安庁の留置施設に関する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。法務大臣林田修紀夫君。

〔国務大臣(林田修紀夫君) 刑事施設法案について、その趣旨を御説明いたします。〕

自由刑に処せられた者、刑事訴訟法の規定により拘留される者、死刑の言い渡しを受けた者その他法令により監獄に拘禁すべき者の収容及び処遇につきましては、現在、監獄法に規定するところでありましたが、現行監獄法は、明治四十一年に制定されて以来約八十年、何ら実質的改正を見ることなく今日に至っておりますため、その間における社会情勢の変化や刑事政策思想の発展にかながみるとき、内容的に甚だ不十分なものになってきていると言わざるを得ないのであります。

そこで、この法律案は、このような事情にかながみ、国と被収容者との法律関係を明確にし、受刑者の改善更生のための効果的な処遇方法を導入する等、刑事施設の被収容者に適切な処遇を行うため、現行監獄法の全部を改正しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、被収容者の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、被収容者の生活及び行動に制限を加える必要がある場合につき、その根拠及び限界を定めるものとしております。すなわち、まず、被収容者の書籍等の閲覧、面会及び信書の発受については、それが権利として認められる範囲を明らかにし、被収容者の収容の性質に応じてこれに必要最小限度の制限を加えることとを定めます。

とを定めるとともに、被収容者の信教の自由の法的保障を図るものとし、また、刑事施設の規律秩序の維持に関する原則を定め、規律秩序維持のために必要な行動規制の要件及び限界を明らかにするとともに、規律秩序維持のための間接強制の方法である懲罰について、その要件を具体的に定め、その種類を整理するほか、科罰の一般基準及び科罰手続を定めて、これの適正な運用を期することとしております。さらに、刑事施設のとる措置のうち被収容者の権利を制限したものはその利益に重大な影響を及ぼすものについては、被収容者が法務大臣に対し審査の申請を行うことができるものとし、行政不服審査法の規定に準じた救済の制度を新たに設けるとともに、被収容者の処遇に関するすべての事項につき、刑事施設の長等に対し苦情の申し出を行うことができるものとし、これに関する規定を整備することとしたしております。

第二は、被収容者に対して適正な生活条件の保障を図るとともに、その健康の維持のために適切な措置を講ずるものとしております。すなわち、被収容者には食事、衣類、日用品その他日常生活を営むのに必要な物を支給または貸与することを法律上明らかにするほか、被収容者が自弁の物を使用し得る範囲を拡大することとし、また、運動、入浴、健康診断、傷病の診療等、被収容者の保健衛生及び医療に関する施策を充実することとしたしております。

第三は、受刑者について、その改善更生を図るための制度を整備するものとしております。すなわち、まず、個々の受刑者ごとに、その資質及び環境について科学的な調査を実施し、これに基づいて定める計画的な処遇の実施要領に従って処遇を行うこととし、また、受刑者の改善更生のための基本的処遇として、作業のほか、教科指導、心身に障害のある者に対する治療的処遇及び相談助言等の生活指導を実施することとし、さらに、改善更生のための効果的な処遇方法とし

て、一定の条件を備える受刑者につき、刑事施設の職員との同行なしに、刑事施設の外の事業所等に通勤させる外部通勤作業、更生保護関係者を訪問する等のための外出及び外泊の制度を設けるほか、受刑者の自主性を促進するための開放施設における処遇、釈放前における社会復帰のための指導及び援助等、所要の規定を新設することとしたしております。

第四に、現行のいわゆる代用監獄制度については、刑事施設に収容される者と留置施設に留置される者の処遇に差を生じないよう規定を整備するほか、代替収容の対象を限定する等の制度的改善を加えることとしたしております。

なお、この法律案につきましては、この法律の制定に伴い、関係法律の整理等所要の手續を必要といたしますので、これらの事情を考慮し、その施行期日等につきましては、別に法律で定めることとしたしております。

以上が刑事施設法案の趣旨であります。

次に、刑事施設法施行法案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、同時に国会に提出いたしました刑事施設法案が可決されました場合、その施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整理を行おうとするものであります。

以上が刑事施設法施行法案の趣旨であります。

(拍手)

○議長(原健三郎君) 国務大臣梶山静六君。

〔国務大臣梶山静六君登壇〕

○国務大臣(梶山静六君) 留置施設法案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、都道府県警察が管理運営している留置場は千二百五十六場あり、年間延べ約二百五十万人の被逮捕者、被拘留者等が留置されているところであります。しかしながら、留置場に留置される被留置者の処遇の内容、留置場の設置根拠等は法律上必ずしも明確でなかったのであります。

この法律案は、このような留置場の現況及び刑事施設に収容される被収容者の処遇の改善を主な内容とする刑事施設法案が国会に提出されることにかんがみ、都道府県警察の留置施設に留置される被逮捕者、被拘留者等について、刑事施設に収容される被逮捕者、被拘留者等の処遇と均衡のとれた適切な処遇を行うとともに、留置施設の適正な管理運営を図るため、被留置者の処遇に必要事項を定め、あわせて留置施設の設置等に関する規定を整備しようとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、この法律案の目的についてであります。

この法律案は、被留置者の人権を尊重しつつ、被留置者について適切な処遇を行うとともに、留置施設の適正な管理運営を図ることを目的とするものとしております。

第二は、留置施設の設置等に関する規定についてであります。

その一は、留置施設の設置根拠に関する規定であります。これは、都道府県警察に留置施設を設置することとし、留置施設は都道府県警察の警察官により逮捕される者及びこれらの者で拘留状の執行により刑事施設法の代替収容に関する規定の適用を受けることとされるものを留置するほか、他の法令の規定により留置施設に留置すべきこととされる者等を留置する施設とすることをその内容としております。

その二は、留置業務の捜査との分離に関する規定であります。これは、留置施設において留置業務に従事する警察官はその施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないことをその内容としております。

第三は、被留置者の処遇に関する規定についてであります。

その一は、被留置者の処遇に関する通則として

の規定であります。これは、被留置者は性別に従い区分して留置すること、被留置者の処遇は、昼夜、居室において行うことを原則とすること、留置業務管理者は被留置者に対し留置開始時にいて一定の事項を書面で告知しなければならないこと、留置施設の規律及び秩序は厳正に維持されなければならないこと等をその内容としております。

その二は、被逮捕者の処遇に関する規定であります。これは、被逮捕者の処遇に当たっては、その地位を考慮し、逃走及び罪証の隠蔽の防止並びに防衛権の尊重に特に留意しなければならないこと、被逮捕者には、寝具を貸与し、食事及び湯茶を支給するほか、原則として自弁の物品の使用を許すものとする、被逮捕者から留置開始時に健康状態につき事情を聴取すること、被逮捕者に対し、医師による健康診断等の医療上の措置を受けさせるほか、指名医による診療を許すことができること、被逮捕者の宗教上の行為及び書籍等の閲覧を制限する場合の要件等を明確にすること、被逮捕者と弁護人等との面会については、面会の日時は留置施設の執務時間内、面会の場所は留置施設の面会室、同時に面会し得る弁護人等の人数は三人以内とするが、これによらない弁護人等の申し出があるときは、管理運営上特に支障がある場合を除き、その申し出に応じなければならないこと、被逮捕者の弁護人等との信書の発受に關し、その作成方法等について制限できる場合を留置施設の管理運営上必要な場合に限る、弁護人等から受ける信書についてはその弁護人等が発した信書であることを確認するため必要限度で検査すること、被逮捕者の弁護人等以外の者との面会及び信書の発受について必要な定めを置くこと等をその内容としております。

その三は、被拘留者の処遇に関する規定であります。これは、被拘留者の処遇については、原則として、刑事施設法が適用されることを明らかにして

その四は、被逮捕者及び被拘留者以外の被留置者の処遇に関する規定であります。これは、その処遇については、その性質に反しない限り、被逮捕者に関する規定を準用することとしております。

以上の規定のほか、警察本部長等の実地監査に関する規定、警察庁長官の巡視に関する規定、警察本部長等に対する審査の申し立てに関する規定、留置業務管理者及び警察本部長等に対する苦情の申し出に関する規定、留置施設の視察及び參觀に関する規定、罰則に関する規定その他所要の規定を置くとともに、この法律の制定に伴い必要となる警察法その他の関係法律についての所要の改廃を行うこととしております。

なお、この法律は、刑事施設法の施行の日から施行することとしております。

以上が留置施設法案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(原健三郎君) 運輸大臣石原慎太郎君。

〔国務大臣石原慎太郎君登壇〕

○国務大臣(石原慎太郎君) 海上保安庁の留置施設に関する法律案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

海上保安庁の留置施設は、海上保安官が逮捕する被疑者または現行犯人等を留置するため、全国の海上保安部署等百九カ所に設置されており、年間約四百人の者を収容しております。

今般、刑事施設法案及び留置施設法案が国会へ提出されることに合わせて、これらの海上保安庁の留置施設においても、その適正な管理運営を図り、被留置者の人権を尊重しつつ、その適切な処遇を確保する必要があるため、本法律案を国会へ提出することとしたものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、海上保安庁の留置施設には、主として刑事訴訟法の規定により海上保安官が逮捕する被疑者または現行犯人等で、留置の必要があると思

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号

刑事施設法案外一案の趣旨説明に対する坂上富男君の質疑

八七〇

料するものを留置することとし、このうち、船舶に設けられている留置施設には、これらの者であつて海上保安部署等に設けられている留置施設にやむを得ない事由により速やかに留置できない者に限り留置できるとしてあります。

第二に、留置施設を有する海上保安部署等の長を、留置業務を管理する留置業務管理者とする。ともに、留置業務に従事する留置担当官は、捜査に従事してはならないこととする等を定め、留置施設の適正な管理運営を図ることとしてあります。

第三に、被留置者の処遇に当たっては、逃走及び罪証隠滅の防止並びに防衛権の尊重に特に留意しなければならぬこととする。原則として書籍等の閲覧及び弁護人等との面会等を制限することができないこと、苦情の申し出の制度を設けること等を定め、被留置者の人権を尊重し、その適切な処遇を確保することとしてあります。

なお、この法律は、刑事施設の施行の日から施行することとしてあります。

以上が海上保安庁の留置施設に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

刑事施設法案(第百八回国会、内閣提出)、刑事施設法施行法案(第百八回国会、内閣提出)、留置施設法案(第百八回国会、内閣提出)及び海上保安庁の留置施設に関する法律案(第百八回国会、内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。坂上富男君。

〔坂上富男君登壇〕

○坂上富男君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、内閣提出の刑事施設法案、同施行法案について、総理、法務大臣並びに国家公安委員長に

対し、反対の立場から質問をいたしたいと思ひます。(拍手)

本法案は、明治四十一年に制定された監獄法を全面的に改正する法律とされております。現行監獄法には改正すべき点の多々あることは、我が党や日本弁護士連合会などが強く主張してきたところであり、現憲法の理念である基本的人権尊重の立場に立つて、被拘禁者の非人間的な取り扱いを改めようという改正であれば、これに反対すべき理由はありません。しかし、現に提案されておる刑事施設法案は、憲法の理念に立脚して、国際的な人権水準を達成したものとは到底評価することはできません。このような内容の法案が强行成立された場合、国際的な非難の対象ともなりかねないものと憂慮いたしておるものであります。いかでございましょう。この点に關して、まず総理の御見解をお伺いをいたします。

本法案は、昭和五十五年十一月、法制審議会が法務大臣に答申された「監獄法改正の骨子となる要綱」に基づいて立案されたものとされております。しかし、要綱に比して法案は人権保障上後退しているとの評価せざるを得ない点が実に百カ所以上に上っております。

総理にお伺いをいたします。本法案が法制審議会要綱を忠実に法文化しなかつた理由についてお答えください。本法案と同時に提出されておる留置施設法案は、法制審議会の審議を経たものではありせん。

総理にお伺いをいたします。本法案と留置施設法案をいま一度練り直すため、これを再度法制審議会に差し戻される御意思はないでしょうか。

次に、内容についてであります。まず第一に、代用監獄制度の廃止についてであります。

代用監獄は誤判、冤罪の温床と言われてまいりました。近時、相次いで著名な死刑事件について再審が開始され、無罪の判決が下されております。松山事件、財田川事件、そして再審公判中の島田事件、いずれも事実上反する自白が誤判の大

きな原因となっていることは周知のところであり、最近の事件でも、旭川日通営業所長殺人事件、お茶の水女子大学寮事件、横浜山下事件など無罪が確定しておる冤罪事件が後を絶たないのであります。そして、これらの事件では、常に本人の自白が存在し、その任意性、信用性が否定されるに至っております。

国家公安委員長及び法務大臣にお伺いをいたします。なぜ、警察の取り調べにおいてこのような事実上反した自白が強要されておるのか。その原因は、私は、被疑者の身柄を二十四時間管理する代用監獄制度その中にあると断言いたします。

〔拍手〕前記六つの事件について虚偽自白に至つた原因を説明、答弁していただきたいと思つております。被留置者の勾留場所は、現行監獄法でも拘留所が原則です。代用監獄制度は、監獄法施行当時、拘留所の数が不足していたため、やむを得ず認められた特例にすぎません。その後何回か企てられました監獄法改正草案において、政府はその都度、代用監獄の廃止を公約してまいりました。

また、裁判官のもとに引致後も警察管理下で被留置者の身柄を拘禁する制度は、国際人権規約B規約九条三項や一九七九年国際刑法学会ハンブルク決議、第三部会決議七項に違反し、また、欧米先進諸国には全く類例を見ない特異な制度なのであります。ところが、警察庁、法務省は、捜査上の必要性あるいは拘留所増設予算の不足等を理由に、代用監獄の廃止に至る具体的な道筋を示そうといたしません。

総理にお伺いをいたします。人権侵害の温床となつてまいりました代用監獄をいつまで継続するのか。政府は代用監獄を廃止するおつもりがどれほどあるのか。もしそうだとすれば、その時期、具体的な予算措置等を明らかにしていただきたいと思ひます。また、一定期間、代用監獄制度が存続される間にも、その中で人権侵害が発生しないよう経過措置を定めることが必要であります。ところが、法案には、そのような配慮は全くなく、逆

に、留置場内の遵守事項違反の行為に対して戒告の処罰を新設し、拘束具の使用を明確にいたしました。

法務大臣にお伺いをいたします。とりあえず、代用監獄廃止までの期間も、否認しておる被疑者や重罪事件の被疑者は代用監獄の対象から除外し、また、懲罰や拘束具の使用等、拷問的に使用される危険性のある規定を削除されるお考えはないのございましょうか。

第二の問題は、弁護人等との面会の制限についてであります。

弁護人と被疑者の面会接見交通の権利は憲法第三十四条に由来する極めて重要な基本的人権であります。ところが、刑事施設法案百十條は、この面会を平日の官庁執務時間内を原則とし、日曜や祭日、夜間執務時間外の面会は、刑事施設や留置場の管理運営上支障のない場合に限り、例外的に許されることとなっております。警察の取り調べが深夜に及ぶことは決してまれではありません。

取り調べについてのみの時間的制限を設けないで、他方、弁護人の面会の時間を厳しく制限するようなことは到底許さるべきことではありせん。

総理にお伺いをいたします。被疑者の弁護人依頼権、防御権を尊重して、弁護人との接見について時間的な制限を法案から撤廃されるお考えはありますか。お伺いをいたします。

また、弁護人、弁護士と被拘禁者の信書の授受は内容の検閲をしないという扱ひは、国際的にも確立されているところであり、ところが法案では、獄中から弁護人、弁護士あての信書の内容も検査し、内容によっては削除、抹消することとされております。この点について法案を改められお気持ちはないか、法務大臣にお伺いをいたします。

第三に、第三者機関の設置についてであります。刑事施設、留置場の中の人権が侵害されやすいのは、これが社会から隔離された密室であるから

であります。施設から独立し、独自の調査、勧告等の権限を持った第三者機関の設置は、この行刑の密行性を打破し、被拘禁者の効果的人権救済の決め手と言えるであります。欧米諸国では制度の導入によって大きな成果を上げております。第三者機関の設置を願うお考えはないのか、法務大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

第四番目に、刑事施設内の規律秩序の維持は極めて偏重しております。これについては是正の必要はないか、どのような対策をとられるおつもりか、法務大臣に御見解を承りたいと思ひます。

第五番目に、被収容者の権利保障についてお伺いいたします。

刑事施設内の医療、面会、信書、図書、閲覧制限、受刑者の面会、死刑確定者の信書と面会の相手方を親族等のみに限定し、面会、信書の回数制限や面会立ち会い、虚偽事実の記載による信書の抹消など、欧米諸国ではおおよそ考えられないほど厳しく外部交通が制限されております。図書の閲覧制限の要件も広範で、最高裁の判例にも反するものと言わねばならないのであります。このような外部交通の制限は大幅に修正されるおつもりはないか、法務大臣にお伺いをいたします。

第六番目に、受刑者処遇についてお伺い申し上げます。

この点は、法制審答申と法案が最も大きく乖離しておるところであります。法案が、答申にあった「処遇にあつては受刑者の意思の反映」、「日課と日課外時間の明確な区別」、「作業報酬の一般社会水準への引き上げ」、「収容時からの開放処遇」などの先進的規定を削除してしまつた理由を法務大臣に具体的に伺ひたいと思ひます。

最後に、死刑確定者処遇についてであります。死刑確定者の拘禁の目的は身柄確保にのみ存在するのであつて、その権利を被拘留者以上に制限すべき根拠は何もありません。法務大臣にお尋ねいたします。死刑確定者の処遇は現行法どおり被

拘留者の規定を活用するよう改められる御意思はございませんか。

以上のように本法案は、憲法の理念、人権の国際水準に達しないばかりか、政府が尊重すべき法制審議会の答申をすら無視し、部分的には現行法より改悪されたものと言わなければなりません。したがつて、本法案については、我が党は、一度法制審議会の審議にゆだね、また、その問題点について在野法曹たる日本弁護士連合会の意見をもしんじやくして、抜本的に改めた上で再提出すべきことを要求し、国会の場におけるせつかな審議には強く反対をし、反対の立場から御質問をいたします。

以上の諸点について総理並びに法務大臣、国家公安委員長の御所見を求め、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登) 私人に対するお尋ねにお答えいたします。〕

刑事施設法案は、被収容者の人権を尊重しつつ、収容の性質に即した適切な処遇を行うことをその立法目的としているものでありまして、憲法の理念に立脚しており、人権保障の点でも国際的に遜色のないものである、このように考えております。また、実務的にも矯正の現状から問題はな

い、このように考えます。

次が、法制審の要綱に忠実ではないではないか、こういう御意見を交えての御質問でありました。

刑事施設法案は法制審議会の答申を忠実に法文化したものであるというふうに考えております。答申と形式、表現が異なる点はございますが、これは立法技術的な観点からの整理と関係機関との意見調整の過程で必要とされた若干の整理を施したことに由来するものでございまして、その実質において答申を逸脱した点はない、このように考えております。したがつて、法制審議会に対して差し戻しをするという意思はありません。

代用監獄制度のことに対してのお尋ねであります。

審議会の答申は、被拘留者を警察の留置場に収容する例をだんだん少なくすることを要請しておりますが、その趣旨を踏まえて今後十分検討していきたい、このように考えます。

次は、弁護人接見問題であります。

法案は、刑事施設等の管理運営上必要最小限の制限に限定しているものでありまして、この制限の規定を法案から撤廃する考え方はございません。

以上で私の答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣(堀山静六君) 坂上議員にお答えをいたします。〕

〇国務大臣(堀山静六君) 坂上議員にお答えをいたします。

私に対する質問は、虚偽自白が強要される原因についてでございますが、御指摘の無罪事件においては、自白の任意性、信用性に疑いがあるものとされたこと等により無罪とされたことは承知をいたしておりますが、これは取り調べを初めとする捜査活動のあり方によるものであり、代用監獄制度そのものに起因をするものとは考えておりません。判決等で指摘をされた諸点については、これを謙虚に受けとめ、取り調べを初めとする捜査活動について一層の適正を図るよう努力をしま

まいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣(林田修三君) 坂上議員の御質問にお答え申し上げます。〕

〇国務大臣(林田修三君) 坂上議員の御質問にお答え申し上げます。

第一点につきましては、代用監獄制度そのものに由来するものではないという公安委員長の御答弁がございましたが、私もそのとおり存じております。なお、検察当局といたしましては、これらの判決を謙虚に受けとめまして、個々の事件についての捜査の適正を期し、自白及び客観証拠を十分に検討して、その処理に誤りなきを期するよう今後とも一層努力するつもりでございます。

次に、否認している被疑者または重罪事件の被

疑者は代用監獄の収容対象から除外する意思はないかという御質問がございましたが、被疑者の留置、拘留場所をどこにするかということは、議員御承知のとおり、刑事訴訟法によって決せられるべき事項でありまして、刑事施設法ないし留置施設法で定める事項ではありません。ところで、捜査手続におきましては、制約された時間内に適切な事件処理を行う必要上、多数の証拠品を示して被疑者を取り調べる等の必要があり、また、現在の監獄の数、配置等に照らしますと、御指摘のような被疑者を代用監獄への収容対象から一律に除外することは適当でないと思ひます。

次に、懲罰や拘束具の使用は、あくまでも留置施設の規律及び秩序を維持するため必要最小限の範囲内にとられる措置でありまして、捜査のために行われるものではなく、留置施設においても適切な運用がなされるものと理解をいたしております。

被収容者から弁護人または弁護士に対して発する信書の御質問がございましたが、御指摘の規定は、被収容者が弁護人または弁護士に対して発する信書であっても、暗号を使用するものや逃走等刑事施設の規律及び秩序を害するおそれのあるものなどが想定されるため、場合を限定いたしまして必要最小限度の制限を加えようとするものでありまして、関係の規定を改める考えはございません。

今次監獄法改正において、第三者機関の設置を願う考えはないかという御質問でありましたが、刑事施設法案は、刑事施設の長に対し、その刑事施設の適正な運営に資するため必要な意見を学識経験者等から聞くことに努めなければならない旨規定をしております。その運用として、各刑事施設ごとに、定期的に各界の人々により構成される会議を開催することを予定しております。

また、刑事施設内におきましては、被収容者の収容を確保し、処遇のための適切な環境及び安全かつ平穩な共同生活を維持するため、必要限度

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号

刑事施設法案外一案の趣旨説明に対する坂上富男君の質疑

刑事施設法案外三案の趣旨説明に対する中村巖君の質疑

八七二

におきまして被収容者の生活、行動について規制を行つており、規律秩序を偏重しているものではないとありますが、刑事施設法案では、右の原則を明文で宣明いたしまして、個々の事項につきましても、過度にわたる規制のないよう、その要件と限界を明示しているところであり、その要件と限界が十分に生かされるようにしてまいりたいと存じます。

現行法のもとにおきましても、刑事施設内の医療は適切に行われておりと承知をしておりますが、刑事施設法案は、刑事施設においては、被収容者の健康を保持するため適切な医療上の措置を講ずることを明らかにした上、被収容者が負傷し、もしくは疾病にかかった場合またはその疑いがある場合には、速やかに医師による診療を行う旨定めており、国の責務をなお一層明確にしております。

次に、刑事施設法案における被収容者の外部交通に関する制限は、すべて法制審議会の答申を忠実に法文化したものであり、被収容者の収容目的を達成するために必要かつ最小限の制約であり、また、御理解願いたいと存じます。

次に、刑事施設法案は法制審議会の答申を忠実に法文化したものであります。答申は、その名称に示されるように、あくまで改正の骨子であり、また、法文化に当たり、立法技術的な観点から表現の整理等が施されており、御指摘の点はいずれもそのような観点から整理がなされたもので、答申の実質を棄てている点はないと存じます。

次に、死刑確定者の処遇についてであります。死刑確定者は、既に刑が確定している点において被収容者と異なり、また、刑そのものを執行してはならない点において受刑者とも異なる特殊な地位にあるものであります。法案は、被収容者の収容の性質に応じた適切な処遇を行うことを法律の目的としており、死刑確定者につきましても、法制審議会の答申に従い、右に述べたそ

の収容の性質にふさわしい処遇内容を規定しているところであり、(拍手)

○議長(原健三郎君) 中村巖君。

〔中村巖君登壇〕

○中村巖君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております刑事施設法案を初めとするいわゆる拘禁四法について、総理並びに関係大臣に対し質問をいたすものであります。

拘禁四法案は、現在の監獄法にかわるべき刑事施設法案、その施行法案、代用監獄たる警察の留置場に関する留置施設法案及び海上保安庁の留置施設法案の四つを指しておりますが、中心は刑事施設法案であり、他の三つはこれに関連してつくられております。したがって、最も重要なのは刑事施設法案と言ふべきであります。

そこでまず、監獄法にかわるべき刑事施設法案を取り上げたいと思ひます。

現行の監獄法は、明治四十一年に制定を見、自來今日まで、日本国憲法の施行によつても改変されずに生き長らえてきております。施行以来八十余年、その間に、我が国における人権についての考え方はもとより、世界の刑事拘禁に関する思潮も明らかに変わつてゐるのであります。それゆゑ、何人が考えても、監獄法をなお存続せしめておくことは當を得ないものとなっております。その意味で、監獄法を廃止して、刑事拘禁について新しい法律を制定することは当然であると言ふべきであり、法律関係者のほとんどが強くこれを望んでゐたのであります。

しかしながら、問題は、新しい刑事拘禁法をどうつくるか、その中身であります。刑事施設法案は、自由刑受刑者の処遇を中心に、ほかに未決拘禁、死刑確定者の処遇等を定めるものであり、いわゆる刑務所入所者の処遇に関する部分が重要な位置を占めております。刑事施設法案の立法に当たつてスローガンとして言われてきたのは、行刑

の近代化、国際化、法律化ということ、あるいは施設管理法から受刑者処遇法へということでありました。刑を受けて刑務所に服役する者も人権を保障すべき人間であります。かつて我が国においては、受刑者と国家との関係について特別権力関係であると考え、かかる関係のもとでは、憲法上の基本的人権、法治主義が否定されたとともに、司法的救済も排除されたと解されてゐたのであります。しかし、現在では、特別権力関係論は否定され、あわせて受刑者の社会復帰が重視されなければならぬとされるに至つております。今日の行刑思想においては、受刑者にも法律によつて人権を保障すべきこと、さらに、刑執行の目的を社会復帰のための矯正に置くことが明白に要求されてゐる言ふべきであります。

一九五七年の国連経済社会理事会で採択された国連被拘禁者処遇最低基準規則においても、これを改正した一九七三年のヨーロッパ理事会によるヨーロッパ被拘禁者処遇最低基準規則においても、このことは明らかにされてゐるのであります。行刑の近代化とは、受刑者を管理、保安、規律の対象から社会復帰処遇の対象に変へることであり、国際化とは、処遇の水準を人権尊重を基本とする国際的処遇水準に高めることであり、法律化とは、国家と受刑者との関係を権利義務関係に変へることにはかならないのであります。そして法案評価の基準は、まさにこの近代化、国際化、法律化、さらに処遇法の達成度であります。

法務省は立法に先立つて法制審議会に諮問をしましたが、その答申である「監獄法改正の骨子となる要綱」の内容は、受刑者と未決拘禁者の規定を別々にすることを含めて、不十分ながらこの面での努力の跡が見られるものであります。ところが、で上がった法案は、後に言及する未決拘禁にかかわる部分を含めてこの要綱から大きく後退するものとなり、規律秩序的視点が過剰なものとなつてゐるのであります。

そこで質問であります。まず第一に、刑事施設の近代化、国際化、法律化ということ、あるいは施設管理法から受刑者処遇法へということでありました。刑を受けて刑務所に服役する者も人権を保障すべき人間であります。かつて我が国においては、受刑者と国家との関係について特別権力関係であると考え、かかる関係のもとでは、憲法上の基本的人権、法治主義が否定されたとともに、司法的救済も排除されたと解されてゐたのであります。しかし、現在では、特別権力関係論は否定され、あわせて受刑者の社会復帰が重視されなければならぬとされるに至つております。今日の行刑思想においては、受刑者にも法律によつて人権を保障すべきこと、さらに、刑執行の目的を社会復帰のための矯正に置くことが明白に要求されてゐる言ふべきであります。

一九五七年の国連経済社会理事会で採択された国連被拘禁者処遇最低基準規則においても、これを改正した一九七三年のヨーロッパ理事会によるヨーロッパ被拘禁者処遇最低基準規則においても、このことは明らかにされてゐるのであります。行刑の近代化とは、受刑者を管理、保安、規律の対象から社会復帰処遇の対象に変へることであり、国際化とは、処遇の水準を人権尊重を基本とする国際的処遇水準に高めることであり、法律化とは、国家と受刑者との関係を権利義務関係に変へることにはかならないのであります。そして法案評価の基準は、まさにこの近代化、国際化、法律化、さらに処遇法の達成度であります。

設法が真に行刑の近代化、国際化、法律化の要請にこたへてゐるものになつてゐるか、なかななく国連被拘禁者処遇最低基準規則、国際人権規約等に示された被拘禁者処遇の国際水準をクリアしてゐるのかどうかお尋ねをいたします。

第二の質問は、行刑の目的をどう考えるかであり、法案は規律秩序維持に重点を置き過ぎているのではないかとこのことでもあります。

そして第三は、法案と法制審議会の「監獄法改正の骨子となる要綱」との関係であります。法案が、後に述べる代用監獄の漸減事項を始め、物品の給貸与、作業報奨金等多くの点について要綱に従つた立法化をせず、要綱から大きく後退してゐるのはいずれも、この点についてお尋ねをしたいと思います。総理並びに法務大臣の答弁を求めます。

次に、刑事施設法案、留置施設法案両法案に關して最大の問題になつてゐる二点について、以下お尋ねをいたしてまいります。それは代用監獄の恒久化の問題と弁護人の接見交通権の保障の問題であります。

監獄法は「警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得」と定めていたことから、いわゆる留置場は今日まで起訴前取り調べ中の被疑者の勾留場所として使われてきたのであります。刑事訴訟法によれば、逮捕、勾留者の留置場所には監獄であり、監獄とは法務省の所管で、法務省職員によつて監守されてゐる刑務所の一部たる拘置所が原則であるはずであります。しかし実情は、取り調べ中は身柄を監獄の代用である留置場に置かれてゐる場合がほとんどなのであります。そして、こゝでの勾留は、身柄が終始警察の支配下に置かれてゐるのでありますから、深夜に及ぶ長時間の取り調べ、強制や拷問まがいの行為、心理的圧迫等による自白の強要を可能にし、虚偽の自白をすらすら生むものとなっております。その結果い

わゆる誤判、冤罪事件をつくり出したのであります。我々は数々の再審無罪事件を通じてこのこと

を十分承知しております。それゆえに、弁護士会等はかねてから逮捕、勾留された被疑者は原則的に法務省施設たる拘留所に留置すべきであると主張してきており、今回、法改正に当たってこの声は極めて強くなっているものであります。

これを受けて法制審議会はその答申の中で、留置場を「被勾留者を収容するため、刑事施設に代えて用いることができること」としたものの、被勾留者の留置場所は法務省所管の刑事施設であるべきだとし、ただし現時点での収容能力を考慮して「関係当局は、将来、できる限り被勾留者の収容の必要に応じることができるよう、刑事施設の増設及び収容能力の増強に努めて、被勾留者を刑事留置場に収容する例を漸次少なくすること。」としておりました。ところが、刑事施設法案は答申のこの部分を全く無視し、同時に警察庁は、従来の警察の留置場を規律する法律が存在しなかったにかかわらず、今回新たに留置施設法案を提出してきたのであります。かくては、監獄法改正を機に留置場留置をやめる方向を明らかにし、不当な自白追及をなからしめる方法を講ずべきだとする良識論は無視され、取り調べ段階での代用監獄中心主義が恒久的に存続することになると言わざるを得ません。

そこで法務大臣、国家公安委員長にお尋ねをいたしたい。今直ちに代用監獄を廃止することは当然できないとしても、それが非恒久的、例外的なものであり、将来に向かって廃止されるべきものであるとする考え方を認めるのかどうか、法案の中でこの方向性を明示することができないのか、この点について明確な答弁をいただきたいのであります。(拍手)

次に、弁護人の接見交通権の問題であります。日本国憲法、刑事訴訟法は被疑者と弁護人との接見交通権を保障しており、弁護人に選任され、またはされようとしている者は、被疑者が身柄を拘束されれば原則としていつでも接見ができなければならないはずであります。確かに、深夜

等の非常識な時間については管理体制上から接見を不可とする余地はありましようが、それを超えて、刑事施設、留置施設両法案が規定するように、「日曜日その他政令で定める日以外の日の施設の執務時間に限る」とし、そのほかの日については「施設の管理運営上支障がないとき」にのみ接見させるとすることは不当としか言いようがないのであります。特に逮捕直後、勾留以前においては早急の接見の必要性が高いと言ふべきであります。この規定のままでは、例えば五月の三連休の前夜に逮捕されれば、被疑者は原則として三

日半以上も弁護人と会うことができずに取り調べを受けることとなります。これでは弁護人の接見交通権は画餅に帰すると言ふべきであります。そこで法務大臣、国家公安委員長に対し、弁護人の接見交通権をどう考えているのか、このような法案を改め、弁護人の接見交通権をより保障する措置は考えられないのかをお尋ねするものであります。

最後に、再び刑事施設法案の受刑者処遇の問題に戻り、以下二、三点について法務大臣にお伺いをいたします。

第一に、受刑者の作業報奨金の問題であります。これは従来余りに低過ぎた、そのため、法制審の要綱は、作業報奨金の額は「作業の種類及び内容により同種作業に対する一般社会における賃金額等を考慮して定める金額を基準と」するとしていたにもかかわらず、法案は要綱のこの条項を全く立法化していないのであります。これはなぜか。受刑者の作業報奨金についてどう考えているのかをお尋ねをいたします。

第二に、懲罰であります。法案第百三十五条は「受刑者にあつては、正当な理由がなく、作業を行わず、又は教科指導等を受けないこと」を懲罰事由とし、教科指導はもちろん、生活指導に従わなかった場合にも懲罰できることとしております。しかしながら、作業をしないことを懲罰の対象とするのは当然としても、施設内における受

刑者の全生活時間については施設側の指示、命令を強制しようとすることは行き過ぎではないのか、作業時間以外では可能な限り受刑者の自由な生活時間を認めるべきではないか、この点をお尋ねをいたします。

第三に、法制審の要綱は、刑事施設の職員に関して、医療、衛生、人格調査、作業、教科指導等処遇に関する専門的知識と技能を有する職員の確保、処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識と技能を習得、向上させるための研修、その他の教養訓練についても立法化すべきであるとしておりましたが、法案においてはこれらの規定は設けられなかったものであります。なぜ規定を設けなかったのか、これらの施策について今後どのような措置をとるつもりなのかについてお伺いをいたします。

以上、何点かについてお尋ねをいたしました。が、総理、関係大臣の真摯な御答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登) 私人に対するお尋ねを三つに集約させていただきます。〕

刑事施設法案は、行刑の近代化、国際化、法律化を図る内容のものとなっております。国際的に遜色のないものである、私はこのように理解しております。

それから次の問題は、御指摘のような条件を考へながら、一般社会に不安を与えることなく受刑者の改善更生を図りますことが矯正に対する基本的な要請であると考えております。そうした観点から、刑事施設の規律及び秩序の維持につきまして必要最小限の規定を設定したものである、このように考えます。

さらに、要綱との関係についてでございますが、刑事施設法案は、立法技術上の制約の中で実質的に法制審議会の要綱を忠実に法文化したものでございまして、これを後退しているというふうには考えておりません。(拍手)

〔国務大臣(林田修二) 答へ〕

○国務大臣(林田修二) 刑事施設法案は真に行刑の近代化、国際化、法律化の要請にこたえているものになっておるかどうかという御質問であります。ただいま総理大臣がお答えになりましたとおりでございます。刑事施設法案は、法律の形式と内容の近代化を図り、被収容者の法的地位に合った権利義務関係を明らかにし、受刑者について国際的に承認されている各種の処遇制度を確立しようとするものであり、御指摘の行刑の近代化、国際化、法律化の要請にこたえており、国際水準から見てもまさるとも劣らないものと考えております。

行刑の目的をどう考えるかという御質問であります。これも総理大臣がお答えになったとおりでありますけれども、所与の条件の中で受刑者を改善更生することが行刑の目的として重要であると考へており、刑事施設法案におきましては、このことを受刑者処遇の原則としておきます。刑事施設の規律及び秩序が厳正に維持されなければ、刑事施設の正常な運営が阻害され、ひいては受刑者の改善更生を図るべき刑事施設の機能を果たし得ないことにもなりますので、この目的を達成するためには、被収容者の収容を確保した上で、被収容者に対する適正な処遇の実施とその人権を保障するために本法案におけるように制限の要件と限度を明示いたしました。必要最小限の規律秩序維持に関する事項を定めることが必要不可欠であり、規律秩序維持に重点を置き過ぎてはいないと考へております。

法案は、多くの点について要綱に従った立法化をしていないという御指摘であります。が、刑事施設法案は、法制審議会の要綱を忠実に法文化したものでありまして、形式、表現において若干要綱と異なる点がありますものの、これは要綱がその名称に示されるように、改正の骨子として作成されたものであることから、その法文化に当たり、立法技術的な観点からの整理と関係機関との

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号

刑事施設法案外三案の趣旨説明に対する中村巖君の質疑 留置施設法案外一案の趣旨説明に対する加藤万吉君の質疑

八七四

意見調整の過程で必要とされた若干の整理を施したことに由来するものであり、その実質において要綱どおりであり、それから後退をしておるものではないと云ふ。

次に、代用監獄につきまして法制審議会の答申は、新法の運用上の配慮事項として、関係当局に拘留所の増設等に努めて被拘留者を警察の留置場に収容する例を漸次少なくすることという方向を示しておられますことから、法案には法文として掲げなかつたものであります。この趣旨は理念として尊重し、今後十分検討、努力していきたいと考えております。

次に、弁護人の接見交通権が刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものでありますことは十分承知をいたしております。刑事施設法案は、この接見交通権の制限を刑事施設の管理運営上必要最小限に限定をしております。その内容において十分に通正なものと考えております。身柄を拘束された被疑者と弁護人との接見交通権が、施設の管理者の恣意によって侵害されることではないものと考へますが、なお適正な運用が確保されるように検討しているところであります。

次に、作業報奨金の問題であります。作業報奨金の額の算出基準に關する規定として、法案は第七十二条第三項を設けておられます。同条項において具体的な基準は法務大臣が定めることとされております。御指摘のように、要綱では「同種作業に対する一般社会における賃金額等を考慮」とされておられますが、受刑者の生活費がすべて国費で賄われていることから明らかなように、このことは一般社会の賃金額を直接の基準とするものではないことから、これをそのとおり明記することが必ずしも適当でないためでありまして、法務大臣が定める具体的な基準は、種々の要件を勘案した上で、当然のことながら法制審議会の答申の趣旨に従つたものとなります。

次に、懲罰の問題であります。法案は、受刑者の改善更生を図るための矯正処遇として、作

業のほか教科指導等を実施することとし、受刑者にこれを受けることを義務づけておられますが、教科指導等は、矯正処遇の時間として、例えば懲役受刑者についていへば、作業にかえてこれを実施するものであります。なお、正当な理由がなく教科指導等を受けない行為が懲罰の対象となり得ることは、法制審議会の答申におきましても遵守事項の内容として予定されているところであります。

最後に、刑事施設法案は、被収容者の処遇に關する規定を中心とした法律であり、純粹に刑事施設の職員に關する規定は、この法案の法律事項にはなじみにくいので、別途組織法令の系統で整理することを考へておるのであります。新法の運用に当たり、御指摘のように職員の要素、とりわけその確保と研修が重大であることは十分認識しており、御見識には敬意を表します。当省といたしましては、今後、答申が要請する努力義務を最大限に遂行していく所存であります。(拍手)

〔國務大臣(堀山静六君) 答へをいたします。〕

○國務大臣(堀山静六君) 答へをいたします。第一の質問は、代用監獄についての考へ方でございますが、いわゆる代用監獄制度については、現実の制度の問題としては維持せざるを得ないと考へておりますが、将来、刑事施設の増設等に努め、被拘留者を留置施設に代替収容する例を漸次少なくすることについては、理念として十分理解しているところでございます。

次に、接見交通権の保障についてであります。被拘留者と弁護人等との接見交通権は、刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであると考へております。留置施設法案においては、被逮捕者と弁護人等との接見交通権の重要性にかんがみ、留置施設の管理運営上の制限を必要最小限に限定することを法文上明らかにしており、施設の管理者の恣意によって被逮捕者の接見交通権が侵害されることはないと考えておりますが、なお

適正な運用が確保されるように検討しているところでございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 加藤万吉君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔加藤万吉君登壇〕

○加藤万吉君 私は、ただいま議題となりました留置施設法案並びに海上保安庁の留置施設に關する法律案につきまして、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、総理並びに閣僚大臣に質問をいたします。

冒頭、私は、この拘禁四法が、私たちの強い反対を押切り、今日の本会議の議題とされましたことについて強く抗議をいたします。本案件は、我が国の司法制度に重大な影響を与えるものであり、国会審議がこのような形で行われること自体、司法と民主主義の危機として深刻に受けとめなければならぬものであります。(拍手)

さて、現行監獄法が古い行刑思想、すなわち、刑務所は犯罪者を隔離、懲らしめる所として、受刑者の秩序、行動規制を中心とする戒護主義に基づくものであるのに対し、今回の改正に当たっては、行刑の現代の理念である矯正と社会復帰に基盤が置かれなければならないのは当然のことです。今日まで警察行政、司法制度のゆがみによってあまたの冤罪事件が発生し、罪なき人々の一生がまさに塗炭の苦しみの中に終わり、家族の方々はいまだに悲嘆をかこっているのが現実であります。したがって、改正においては、我が国の司法制度を健全な社会を培う一環として、人間の尊厳を確保し合うものとして確立を目指すという基本理念が必要と考へます。この際、竹下総理に、拘禁四法に対する基本的理念をお示しいただき、本案がそれに合致しているか否か、お答えをいただきたいと存じます。

私がなぜこのようなことを総理に最初にお尋ねするかと言へば、改正案が、残念ながらゆがんだ現状をさらに法的に追認するかの内容になってい

るからにはなりません。その最たるものが代用監獄の恒久化、すなわち留置施設法案であります。国際刑法学会はハンブルク大会において、「何人も逮捕もしくは身柄拘束を受けた場合にはすみやかに裁判官ないしそれに代わる司法官憲のもとに引致され、被疑事実を告知されなければならない。右司法官憲のもとに出頭後においては被疑者は捜査官憲の拘束下に置かれなければならない。通常の刑務職員の拘束下に置かれなければならない」と決議をいたしております。国際法曹委員会のデリー宣言においても同様の趣旨が採択をされているのであります。法制審議会におきましても、五十五年要綱案においては代用監獄の漸減事項が規定されておりました。ところが、廃止に向かうはずの代用監獄を公認、恒久化しようとしているのが五十七年に国会に提出された留置施設法案なのであります。法曹界も寝耳に水の話として大問題となり、本案は一年後に審議に入れないうまま廃案となつたところであります。

法務大臣にお伺いいたします。法制審が制定を予定、意圖もしていなかったこのような法案がなぜ突如として生まれてきたのですか、日本政府はハンブルク決議、デリー宣言をどのように受けとめておられるのか、また、国際潮流に真に向かふとする本案となつたのか、明確にお答えをいただきたいと存じます。

また、総理は、就任以来、世界に開かれた日本、我が国の国際化を強調されておりますが、みづからが責任者としてこのような世界に恥じるべき制度を追認、法制化をし、代用監獄を恒久化することは総理の施政方針と矛盾はしていませんか、所見をお伺いしたいと思ひます。さらに、本案はその策定、国会提出の経過においても極めて異常なものと言へます。刑事施設法の改正は、審議会において四年、法案提出まで二年をかけ、関係者と協議、検討が行われ、原案修正が行われてまいりましたが、いまだに不十分とする声が強に残っているものであります。この点に

つきましては、法務大臣はどのような御所見をお持ちか、お答えをいただきたいと思ひますが、より問題なのは留置施設法案であります。本案に至っては唐突に国会提出が進行され、関係者との意見交換、協議は一回も行われなかったものであります。また、今回の提出に際しましては警察庁と日弁連との間で意見の交換会が持たれたものの、警察庁が一方的に話し合いを打ち切り、法案提出を一週間後進行しているであります。本院及び参議院の法務委員会においては、司法制度の改革に当たっては法務省、最高裁、日弁連の三者の合意を前提にせよという決議が行われております。本案はこの決議に明確に反しているわけであります。法務大臣、国家公安委員長はこの問題をどうとらえているのか、御答弁を求めます。

経過においてさらに異常なことがあります。法案提出後、警察庁は、日弁連が再々否定しているにもかかわらず、日弁連が本案を了承しているかの宣伝をしきりに行い、警察庁と日弁連の関係が悪化しているという点であります。私は、行政府がデマ行為を行い、しかもそれを国会審議のことに使おうとするならば、これは極めてゆゆしい問題と考へます。この点に關しましては政府全体にかかわる問題でありますから、竹下総理の明快な所見を要求いたします。

さて、総理、もう一度強調しますが、留置場における自由の強要が裁判で白日のもとにさらされ、無罪となった事件は枚挙にいとまがなく、死刑確定後三十年、ようやく再審公判が開始をされました赤堀被告の弁護団は、早朝から深夜までの拷問を受けた厳しい取り調べがその自由の原因となり、これがなかったなら一審で無罪となったことは疑いない、そして刑確定後も弁護人との立会人がいない面会と自由な通信ができていたならもっと早期に再審の道が開けていただろうとしているのであります。警察庁は今はそのようなこととはないうておられますが、まさに同僚議員が述べましたように、五十九年の山下事件、六十年

のお茶の水女子大事件など、冤罪による無罪判決事件は引きも切らないのが実態であります。今回、捜査と身柄拘束の任務を明確に分離すると分担の違ひで自由の強要に対する防御権が確立をするのでしようか。国家公安委員長はこの実態をどう受けとめ、こうした警察の恥部を公認、助長するかの代用監獄の恒久化を図ろうとするのか、お答えをいただきたいと思ひます。(拍手)

そして、こうしたことを考えるなら、代用監獄は一刻も早く廃止をされなければなりません。刑事施設の現状も予算の問題もわかりませんが、問題は、捜査と身柄拘束の分離、防御権が問題なのであります。しかも、これは世界に恥すべきものであり、国民の基本的な人権を侵しているものであります。年間延べ二百五十万人もの人々が留置場に収容されていることを考えますならば、代用監獄廃止の決意を政府が固め、その漸減の意思を明らかにし、目標年次を定めて具体的なプログラムを策定するとともに、その間、留置場収容者を制限すべきであります。法務大臣の決意と所見を求めたいと思ひます。

さらに、具体的な三つの問題について伺ひをいたします。

第一は、拘束用具等の使用及び懲罰の問題であります。こうした規定が被疑者に強迫感を与え、精神的な拷問につながることは明らかであります。覚せい剤等の事犯者の例はわからないことはありますが、やはり原則禁止、特別の場合には警察の判断によることなく裁判所の許可を求める等が適切と考へますが、公安委員長の所見を求めたいと思ひます。

第二に、弁護人との接見交通権の制限の問題であります。弁護人と接見することは被疑者の人権を守る根本的な問題であり、原則は自由とすべきであります。また、通信権についても同様であります。この点につきましては国家公安委員長の所見を求めたいと思ひます。

第三に、勾留請求及び留置事務は本来国の事務であり、留置事務が自治体警察において行われてきたこと自体に大きな疑問があるにもかかわらず、今回団体委任事務としてこれを法的に追認をするのみならず、予算も警察庁予算とするのはどういふことでございましょうか。法務省の事務として予算を従来どおり国から償還すべきであると思ひますが、法務大臣の所見を求めたいと思ひます。また、自治省はこうしたことをどのように考へているのか、さらに地方自治法の改正が含まれていますが、今回の改正について地方公共団体の意見はどのような形で聴取されたのか、自治大臣の答弁を求めたいと思ひます。

私は、以上、本案に対する所見を述べながら質問をいたしました。我が国の警察はその捜査能力において国際的にも高く評価をされ、またお巡りさんと呼ばれる現場警察官の献身的、勤勉性も評価されているところであります。しかし、一方において警察による不祥事件も頻発しております。私は、国民が安心して安全に暮らせる司法制度の確立のため、警察行政の抜本的改善を含めまして司法制度の改革が必要であり、そのためにも刑事施設法については関係者協議の上で抜本的修正を図り、本留置二法案については撤回をし、関係者、とりわけ日弁連との協議を再開すべきと考へます。総理並びに法務大臣、国家公安委員長の決意をお伺ひして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣竹下登君登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登君) まず最初に、四法案の基本的理念について、こういうお尋ねであります。今回提出の各法案は、すべて各施設に収容された方々の人権を尊重しながら収容の精神に即した適切な処遇を行うことを立法の理念としておるものである、このように理解しております。次に、代用監獄制度と国際潮流にお触れになりました。

各国におきましてはそれぞれ異なった刑事法制を有しております。その法制全体との関連でそれぞれの未決拘禁制度を採用しているものであると考へております。我が国の刑事法制のもとにおきましては、現実の問題としていわゆる代用監獄制度を維持せざるを得ないというふうにお考へしております。

それから、審議会四年、そして法律提案に至る経過についてお話がございました。警察庁としては、日本弁護士連合会との意見交換の状況等も踏まえまして留置施設法案に相当の修正を加えたところとございまして、法案再提出の直後には日本弁護士連合会も一定の評価をしていただいていたことなどから、相当の御理解をいただいたという感触を得ておるのではないかと、いふふうに考へます。

それから、刑事施設法案の取り扱いでございます。それこそ関係方面の意見を十分聴取して再提出したものでございまして、せっかく国会の手続に従って審議が始まった今日、撤回などということとは頭を悩ましておられません。(拍手)

〔国務大臣(林田修三君)登壇〕

○国務大臣(林田修三君) 加藤議員の御質問にお答え申し上げます。

御指摘のハンブルク決議、デリー宣言は承知しておりますが、各国におきましてはそれぞれ異なった刑事法制を有しており、その法制全体との関連でそれぞれの未決拘禁制度を採用しているものと考へております。我が国の刑事法制のもとにおいては、いわゆる代用監獄制度を廃止することは、現実には極めて困難な問題があると思へており、留置施設法案の内容も法制審議会の答申に沿うものと理解しております。

次に、留置施設に代替収容される者が存する限り、これらの者の処遇に關して法律で定める必要があり、その処遇に關する事項をすべて刑事施設法案において規定するか否かは立法技術上の

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 留置施設法案外一案の趣旨説明に対する加藤万吉君の質疑 刑事施設法案外三案の趣旨説明に対する安倍基雄君の質疑 八七六

問題であり、代替収容にかかわる特別規定が、留置施設における被逮捕者の処遇等に関する定めとともに留置施設法案で規定されることとなったものであります。

次に、漸減条項を法文中に規定しないことについての御質問であります。法制審議会の答申は、関係当局に拘置所の増設等に努めて被拘留者を警察留置場に収容する例を漸次少なくすることを要請しておりますが、これはあくまでも新法の運用上の配慮事項としたものであります。新法の文化しなかつたものであります。

次に、法制審議会の答申は、新法の運用上の配慮事項として代用監獄への収容の漸減を関係当局に要請しており、その趣旨は十分尊重してまいり所存であります。

最後に、勾留被疑者の収容業務は本来国が行う事務であります。地方公共団体の秩序の維持にもかかわるものでありますから、代替収容業務として国から都道府県に事務を委任することとしております。このような収容業務に要する経費については、現在、警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律により国から都道府県に償還されているところであります。が、新法においては、都道府県警察に要する他の経費と同様に、これを警察法の定める仕組みの中で国庫から支弁することが合理的であると認められますので、警察庁の予算から支弁することになつておるものであります。国が負担する点は変わりはないとさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣堀山静六君登壇〕
○国務大臣(堀山静六君) 加藤議員にお答えを申し上げます。

第一の質問は、捜査と留置業務の分離と防衛権の確立についてであります。留置業務は犯罪捜査と別個独立の立場で適正に行われるべきものであり、被留置者の人権保障を図る観点から、留置業務が捜査に不当に利用されることがあってはならないと考えております。留置施設法案は、留置業務と捜査の分離の趣旨を明文をもって規定しているところであり、この分離の厳正な実行を図るために、第一線に対し具体的な指針を示し、徹底した指導と教育を行うこととしておるところでございます。なお、留置施設法案は、御指摘のように代用監獄制度の恒久化を図ろうとする性格のものではないとさせていただきます。

次に、拘束具等の使用、懲罰についてでございます。拘束具の使用や戒告は、あくまで留置施設の規律及び秩序を維持するため必要最小限度の範囲内で留置業務管理者または留置担当官により厳正な手続のもとにとられる措置であつて、捜査のために行われるものではないので、自白強要のために使用されることは全くあり得ないところでございます。

次に、弁護人との接見交通権でございます。被疑者と弁護人との接見交通権が刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであることを理解しているが、留置施設の管理運営上最小限度の制限は必要であると考え、留置施設法案においては、この制限については、適正な運用が確保されるようさらに検討をしてみたいと思ひます。

次の三問については、自治大臣としてお答えをいたします。
地方自治法第二条第三項第一号は、地方公共団

体の事務として、地方公共の秩序を維持し、住民の安全等を保持することを定めているが、御指摘の事務はこのことと関連があるものでもあり、法律の規定に基づき団体委任事務として行うこととしても、地方公共団体の事務処理に関する制度としては特段の問題はないものというふうに考えております。

次に、勾留事務に要する経費についてでございます。留置施設における代替収容事務の基本的な性格は団体委任事務と理解しているが、食費その他被拘留者の留置に直接要する経費については、国家的要請に負うものとして警察法第三十七条第一項の経費として定めるところとし、国が支弁する経費としておるところであり、その他の経費については、この事務の性格から地方団体が負担することに特段の問題はないと考えております。

次に、地方公共団体の意見聴取でございます。留置施設法附則第六条による地方自治法の一部改正は、留置施設法の制定に伴い、従来の「留置場」が「留置施設」に改められることから、地方自治法第二条の地方公共団体の事務の例示に関する規定中の「留置場」の用語を「留置施設」に改めるものであり、格別地方公共団体の意見を聴取する必要はないと思ひます。

最後に、法案は撤回をして協議、合意を形成すべきではないかという問題でございます。総理大臣が答弁したとおり、留置施設法案は法制審議会の答申の内容などにも沿つたものとなつており、また、今回の法案の再提出に当たっては、日本弁護士連合会と意見を交換することが重要と考え、警察庁においても日本弁護士連合会との間に十回にわたる意見交換を行っているところであります。

ます。今回再提出をした法案は、この意見交換の状況等をも踏まえ、相当程度の修正が加えられており、これらの修正によりその成果は十分反映されているものと考えており、同法案を撤回する必要はないと考えております。(拍手)

○副議長(多賀谷真澄君) 安倍基雄君。

〔安倍基雄君登壇〕

○安倍基雄君 私、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となりました刑事施設法案、同施行法案、留置施設法案、海上保安庁留置施設法案の四法案に対して、我が党の基本的見解を述べつつ、総理並びに関係各大臣に質問をいたします。(拍手)

言うまでもなく、我が国憲法は第十一条以下において、すべての国民が基本的人権を享有するものと規定しております。この原則は、刑に服している者に対しても可能な限り貫かれるべきであり、ましてや、捜査を受けている段階の者、公判の段階にある者は無罪の推定を受けるのであり、彼らの基本的人権を注意深く守る必要があらます。また、特に十分な弁護を受ける権利を彼らに對して保障していかなければなりません。また、刑が確定した受刑者については、その更生について十分な配慮がなされるべきであります。

現在の各種施設の被収容者の処遇を定めている監獄法は、明治四十一年に制定された古い法律であり、大幅な改正を経ることなく現在に至つております。いわば旧憲法の人権無視の規定が数多く存在しており、被収容者の権利義務が不明確であるばかりではなく、運用によつて法律を超えた処遇や措置がとられているのが現状であります。我

が党もまた、被収容者の人権を確保するとともに刑事政策の近代化を進めるため、現行監獄法の抜本的改正が必要であると主張してまいりました。今回の四法案について、政府は、人権確保の上において大きな前進をしたものと説明しておりますが、果たしてそのような前進が見られるのかどうかについて逐次質問いたします。

まず第一に、今回の改正によって、我が国の刑事施設及び留置施設に収容されている被収容者の人権が十分守られることになるのかどうか、欧米諸国のそれに比し、法制面でもまた実際上の取り扱いにおいても、すぐるとも劣らないものになるのかどうか、また、国際連合が定めた被拘禁者処遇最低基準規則を上回るものとなっているのかどうかについて、総理大臣、法務大臣及び国家公安委員長にお尋ねいたします。

第二に、法案提出に至るまで、政府は、多年にわたる法制審議会の審議を経て、かつ、日本弁護士連合会いわゆる日弁連との意見交換を行った後提出したと説明しております。国民の人権擁護に最も大きな役割を占める日弁連との意見交換なしは合意は、本案作成のために最も重要なことであると考えますが、日弁連は、法務省及び警察庁が意見交換を中途で打ち切り、日弁連との合意を得ないまま、五十八年に廃案となつた法案を部分的に修正したのみで強引に再提出したと主張しております。この間の経緯及びどのような形でこの意見交換の成果を新法案に反映させたのか、また、これまでの修正で十分であるのか否かについての見解を法務大臣及び国家公安委員長にお伺いいたします。

第三に、日弁連は、今回の法案が法制審議会の

答申と比較して随所で後退していると指摘しております。法制審議会の答申と本法案との規定が、どの部分について特に異なるのか、その相違は単なる立法技術的な理由に基づくのか、内容及ぶ場合があるのかについて、法務大臣及び国家公安委員長にお伺いをいたします。

第四に、なぜ刑事施設法案、留置施設法案を分離して提出したかについて伺います。

現行の監獄法は、警察の留置場を代用監獄として用いることができるという規定を置くのみで、警察の留置場については独自の法律を定めてはおりません。これを今回別々の法律で定めようとすることは、いわゆる代用監獄の恒久化をもたらすのではないかと、つまり、従来は監獄の代用であつたものが独立の法的な根拠を持った恒久的な施設とされるのではないかという懸念が広く抱かれております。この二法案を分離する必要がなぜあるのか、これが留置施設の代用監獄としての恒久化をもたらすものではないのかの点について、法務大臣及び国家公安委員長にお伺いいたします。

また、これに関連して、前回提出されなかった海上保安庁留置施設法案が、なぜ今回分離して提出されたのかを運輸大臣にお伺いしたいと思ひます。

第五に、法制審議会答申の中には、代用監獄を漸減させるべきであるとの条項が明記されているのにもかかわらず、本法案にはそれに対応する条項がなぜ存在しないのか、これは答申からの明らか後退であるのみならず、既に述べましたように、刑事施設、留置施設をそれぞれ別の法案として提出したことと相まって、代用監獄を留置施設

の名において恒久化するのではないかと懸念をさらに強めております。

捜査機関と、被疑者、被告人の勾留機関とは、勾留が捜査上自白を得る目的で利用されることを防止するため、分離するのが人権保護上最も大切なこととあります。欧米諸国においてはこの二機関が明確に分離されております。我が国の場合、拘留所の収容能力が極めて貧弱であり、またその増設が遅々として進まないこともあって、勾留被疑者のほとんどすべて、及び勾留被告人の相当部分が警察の留置場、すなわち代用監獄に収容されているのが実情であります。この捜査機関と勾留機関が現実には一つになっていることが、自白の強要などの事例を生ぜしめ、ひいては誤審を生む原因となっております。留置施設法案においては、警察署内の留置施設について、捜査担当者と留置担当者と分離が明文上うたわれてはおりますが、果たしてこれにより勾留被疑者、勾留被告人の人権が十分守られるのかどうか、勾留が捜査に不当に利用されることがないのか、この不当利用を防止するための具体的措置がとられ得るのかの諸点について、国家公安委員長のお答えを承りたいのであります。

こうした変則的ともいふべき警察署内における留置施設への勾留を漸減し、欧米一般に見られるような拘留所を中心とした体制、すなわち捜査と勾留とを完全に分離した形に移行するという方向をなぜ法文上明らかにしなかったのか、法務大臣にお伺いいたします。そしてまた、本法案についての最も大きな争点となっている、代用監獄を恒久化するのではないかと懸念がないのか、本来、代用監獄は原則として廃止する方向で漸減

し、拘留所を中心とする体制に移行していく方針であるのか否かについて、総理大臣の明確な答弁を求めます。(拍手)

第六は、弁護人と逮捕被疑者ないしは勾留被疑者との接見交通権についてであります。

これら被疑者たちにとって、弁護人と自由に接見できることが彼らの権利を守る上に不可欠であることは言うまでもありません。米国等においては、逮捕直後の接見交通権がすべてに優先するという制度になっております。弁護人との交流が絶たれたとき、彼らはみずからの主張を十分なし得ないままに罪人となる可能性があります。今回の改正についての懸念は、刑事施設、留置施設において、施設の管理運営上必要があるときは、この接見交通権が制限されるとの規定が設けられていることとあります。この施設管理権が恣意的に運用されれば、接見交通の自由が大きく妨げられるおそれがあります。刑事施設法では「支障があるときを除き」、「留置施設法では「特に支障があるときを除き」、「留置施設法では「特に支障があるときを除き、」弁護人との接見を認めると規定しておりますが、管理者の恣意によってこの基本権が侵害されないよう保障できるのかどうか、法務大臣及び国家公安委員長にお伺いいたします。さらに、この弁護人との接見交通権が被疑者等の基本的人権保護のために不可欠であるということをも十分認識しておられるかどうか、総理大臣の答弁を求めます。

第七に、被収容者のうち、未決、既決、そして起訴前の被疑者の段階にある者についての処遇の差がどのように確保されているのかについてお伺いいたします。

受刑者に適用される厳しい管理を被疑者あるいは被告人にそのまま適用することとなると、捜査の過程において行き過ぎが生じるのではないかと懸念が生じるのであります。被疑者あるいは被告人は本来無罪であると推定される者であつて、その基本的人権は注意深く確保されなければならぬと考えます。このためどのような措置がとられているのか、特に、逮捕され勾留に至らない被疑者については、弁護人との接見交通権の確保を含めその処遇について特別の規定を設けるべきではないか、法務大臣及び国家公安委員長にお伺いしたいのであります。

以上が個々の問題についての主たる質問であります。最後に、基本問題に触れたいと考えます。

法と秩序の問題は国家の基本であり、これをどのように維持していくかは、社会にとり最も大切なことであります。我が国は、ともすれば、利害得失の明白な経済問題については関心が深い、法秩序の維持については比較的関心が薄いという傾向が見られます。我が国の犯罪件数が少ないこと、一般市民の生活が守られていることは、我が国社会の最も大きな特色であり、その活力の根源であります。政府として、この法と秩序の維持にさらに大きな関心と努力を払うべきであると考えますが、総理の御決意をお伺いしたいと思います。

これとともに、我が国の司法及び警察は、一方において法と秩序の維持の上で信頼されている反面、被疑者の捜査、取り調べにおいて人権を無視する面があるのではないかと、また、施設の被収容者の処遇において前近代的面があるのではないかと懸念が持たれております。これが本法制定

定についての日弁連等からの反対を生んでいるゆえんであると考えます。戦前の司法及び警察が持つ暗いイメージを払拭することが、司法及び警察に対する信頼を高めるゆえんであります。本法案の基本的考え方方がこうした人権尊重の立場に立っているのかどうか、また、その運用においてもこの精神を貫く方針であるのかどうか、総理の明確な御答弁を承りたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登) 答へ〕

○内閣総理大臣(竹下登) 最初のお尋ねは、人権保障と国際比較、こうした御意見でございまして、

今回提案いたします各法案は、すべて各施設に収容されております方々の人権の尊重を立法の理念としております。したがって、人権が十分守られることによつて国際的に遜色のないものとなる、このように考えます。

次は、代用監獄制度についてでございます。

両法案は、現行の代用監獄制度を改善しようとするものであります。現実には極めて困難な面がございまして、今後とも問題の解決には一層の努力を払う所存であります。

それから、弁護人との接見交通権の問題にお触れになりました。

御指摘のように、身柄を拘束されておる被疑者の弁護人との接見交通権は、刑事手続上まさに重要な基本的権利に属するものである、このように理解をいたします。

最後に、法秩序の問題についてお触れになりました。

国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁

榮を圖るためには、その基盤ともいふべき法秩序が揺るぎなく確立されて、国民の権利がよく保全されていることが何よりも肝要なことである、このように考えます。

そこで、法案の運用についてお触れになりました。その目的規定からも明らかでございますように、運用におきましてもこの精神を貫く方針であります。

以上で御答を終わります。(拍手)

〔国務大臣(林田修三) 答へ〕

○国務大臣(林田修三) お答えいたします。

今回の改正によりまして被収容者の人権が十分守られるかどうかという第一の御質問であります。守るが、刑事施設法案は、被収容者の人権を尊重しながら適切な処遇を行うことを立法の目的としておりまして、法制面におきましても、また実際上の取り扱いにおきましても、欧米各国と比較して劣るところはなく、国際連合の被拘禁者処遇最低基準規則を充足することになると考えます。

次に、法務省と日弁連との意見交換の経緯であります。刑事施設法案は、法制審議会におきまして慎重に審議した結果全員一致で決議された「監獄法改正の骨子」となる要綱を忠実に法文化したものであります。これには日弁連の推薦による弁護士委員も加わっていたものであります。ところが、昭和五十七年、第九十六回国会に刑事施設法案を提出いたしましたところ、日弁連が反対決議をいたしましたので、日弁連の理解を得るため法務省から意見交換を申し入れ、昭和五十八年二月から昨年四月までの間、合計二十六回の話し合いの機会を持つてその意見を十分に聴取し、これを参考として二十一項目に及ぶ修正を加えて再提

出したものであります。日弁連の理解も得ており、意見交換の成果は法案に十分反映できたと考えております。

次に、法制審議会の答申と法案の規定とがどういふふう異なるかという御質問であります。が、刑事施設法案は、法制審議会の答申を忠実に法文化したものであります。個別その他答申の形式、表現と異なる点がありますが、これは答申がその名称に示されるように改正の骨子として作成されたものでありますから、答申の法文化に当たりましては、立法技術的な観点からの整理と関係機関との意見調整の過程で必要とされた若干の整理を施したものにほかならないものであります。その実質において答申を逸脱した点はありません。

いわゆる代用監獄制度が現状のままで推移するものと考えておるかどうかということであり、守るが、考えておりません。留置施設に代替収容される者が存する限り、これらの者の処遇に法律で定める必要がおります。これらの者の処遇に関する事項をすべて刑事施設法案において規定するか否かは立法技術上の問題であると考えており、専らこの観点から、留置施設に代替収容された者の処遇に関する一定の特則が、留置施設における被逮捕者の処遇等に関する定めとともに留置施設法案で規定されることになったものであります。

代用監獄への収容を漸減するかどうかということであり、法制審議会の答申を忠実に法文化したものであります。右答申は、確かに関係当局に拘置所の増設等に努めて被拘留者を警察の留置場に収容する例を漸次少なくすること

とを要請しておりますが、これはあくまでも新法の運用上の配慮事項としてのものでありましたので法文化しなかつたものであります。その趣旨は十分尊重してまいる所存であり、御見識については敬意を表します。

最後に、被疑者または被告人の基本的な人権を確保すべきことは御指摘のとおりであります。刑事施設法案は、被逮捕者、被拘留者について、既決とは別に、その収容の性質に応じた適切な処遇を行うことを規定上明らかにしており、弁護人との接見交通権を含め、被疑者または被告人の人権を十分確保しておるところであります。(拍手)

〔国務大臣堀山静六君登壇〕

○国務大臣(堀山静六君) お答えをいたします。

問いの第一は、法改正による被留置者の人権保障の確保と国際比較についてでございますが、既に総理大臣が答弁したとおり、留置施設法案は、被留置者の人権を尊重しつつ適切な処遇を行うことを目的としているものであり、その内容は国際的にも遜色のないものであり、国連の被拘禁者処遇最低基準規則を充足することになると考えております。

第二に、法案提出までの日弁連との意見交換についてでございますが、今回の法案の再提出に当たっては、日本弁護士連合会と意見を交換することが重要と考え、昭和六十一年七月から昭和六十二年四月までの間に警察庁において日本弁護士連合会との間で十回にわたる意見交換を行い、広範の論点について率直かつ真摯な意見交換がなされたものと承知しております。今回再提出した法案は、この意見交換の状況等も踏まえ、留置主任官に関する規定の新設、弁護人との面会に関する

規定の整備など、相当程度の修正が加えられており、これらの修正によりその成果は十分反映されているものというふうに考えております。

次に、法制審議会の答申と法案の規定との関係についてであります。刑事施設への収容にかえて留置施設に留置される者について、留置施設法案に設けられた規定の表現が法制審議会の答申と異なる部分があるが、これは留置施設の構造等の観点から刑事施設法案の規定の特例を設ける必要があったことと、刑事施設法案と同様、立法技術上の観点及び関係機関との意見調整の過程において必要とされた整理が行われたことによるもので、その実質において答申から後退しているものではないと存じます。

第四は、二法案に分離して提出した理由でございますが、留置施設法案を刑事施設法案と分離して提出したのは、留置施設における被逮捕者の処遇等についても法律の定めを置くことが望ましいと考えたことと、そのような考え方に立てば、留置施設に代替収容された者の処遇について必要な一定の特別の定めについても、これを一括して留置施設法案とすることがわかりやすく、簡明であるという立法技術上の理由によるものであります。なお、留置施設法案は、被拘留者等を留置施設に留置する根拠を定めるものではなく、いわゆる代用監獄制度を恒久化しようとする性格のものではないと存じます。

第五に、捜査と留置の分離措置についてでございますが、留置業務は犯罪捜査と別個独立の立場で適正に行われるべきものであり、被留置者の人権保障を図る観点から、留置業務が捜査に不当に

利用されることがあってはならないと考えております。留置施設法案は、留置業務と捜査の分離の趣旨を明文をもって規定しているところであり、この分離の厳正な実行を図るため、第一線に対し具体的な指針を示し、徹底した指導と教育を行うこととしておるところでございます。

次に、第六の質問でございますが、接見交通権の保障について、たびたび申し上げておりますとおり、留置施設法案においては、被逮捕者と弁護人等との接見交通権の重要性にかんがみ、留置施設の管理運営上の制限を必要最小限に限定することを法文上明らかにしており、施設の管理者の恣意によって被逮捕者の接見交通権が侵害されることとはないと考えるが、なお適正な運用が確保されるように検討しているところでございます。

最後に、無罪の推定を受ける未決拘禁者、特に被逮捕者についての人権保障の措置でございますが、留置施設法案は、被逮捕者及び被拘留者については、刑事訴訟法の規定により逮捕された者は拘留される者としての地位を考慮し、その防衛権等に特に留意しなければならないという観点から、その適切な処遇について規定を置いているところであります。とりわけ被逮捕者については、逮捕直後の弁護人等との接見交通権の重要性にかんがみ、施設の管理運営上の事由により、弁護人等との接見交通権が制限される場合を特に限定しているところでございます。

以上です。(拍手)

〔国務大臣(石原慎太郎君登壇)〕

○国務大臣(石原慎太郎君) 海上保安庁の留置施設は、施設の管理者及び被収容者の範囲等の点で

都道府県警察の留置施設及び刑事施設とは異なるため、立法技術上の観点から、他の二法案とは別の法律として立案し、昨年の第百八国会に提出したものでございます。

なお、前回、他の二法案が提出された時点においては、留置されている者の適切な処遇をどういう形で行うべきかについてなお検討を要したため、法案提出には至らなかったものでございます。(拍手)

○副議長(多賀谷真稔君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(多賀谷真稔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君
法務大臣 林田悠紀夫君
運輸大臣 石原慎太郎君
労働大臣 中村 太郎君
自治大臣 堀山 静六君

出席政府委員

警察庁長官官房 森田 雄二君
警察庁長官官房 審議官 浅野信二郎君
法務省矯正局長 河上 和雄君

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 朗読を省略した議長の報告

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

郵便法の一部を改正する法律

漁業災害補償法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る十三日、本院は、原子力委員会委員に大山彰君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、日本銀行政策委員会委員に岡角良彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、原子力安全委員会委員に都甲泰正君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(要求書受領)

一、去る十三日、内閣から、原子力委員会委員に大山彰君を任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、原子力安全委員会委員に都甲泰正君を任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に岡角良彦君を任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(報告書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。

社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和六十二年社会保障制度審議会報告書

(委員推薦通知)

一、昨十六日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

谷 洋一君 中山 利生君
玉生 孝久君 西田 司君
平林 鴻三君 安田 修三君
中沢 健次君 小谷 輝二君
神田 厚君

(政府委員承認)

一、昨十六日、原議長は、竹下内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

環境庁長官官房会計課長 梅沢 泉
水産庁次長 中村 晃次

(政府委員任命)

一、昨十六日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、十六日議長において承認した梅沢泉外一名を、同日第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨十六日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、第百十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日
官職名 官職名
環境庁長 窪川 功 通商産業大臣官房 昭三・三・三
計課長
水産庁次 木村 邦雄 (退職) 昭三・三・六

(議員死去)

一、千葉第三区選出議員森美秀君は、去る十五日死去された。

(議席変更)

一、昨十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二〇二 奥野 誠亮君
三五四 伊藤宗一郎君
三五五 石原慎太郎君
三五六 内海 英男君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 内海 英男君 補欠 奥野 誠亮君

大蔵委員 辞任 藤波 孝生君 補欠 熊谷 弘君
堀之内久男君 鈴木 宗男君
山中 貞則君 園田 博之君

農林委員 熊谷 弘君 補欠 藤波 孝生君
鈴木 宗男君 堀之内久男君
園田 博之君 山中 貞則君

商工委員 辞任 石渡 照久君 補欠 堀之内久男君
海部 俊樹君 藤波 孝生君
佐藤 信二君 山中 貞則君
藤波 孝生君 海部 俊樹君
堀之内久男君 石渡 照久君
山中 貞則君 佐藤 信二君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員 辞任 内海 英男君 補欠 小泉純一郎君

沖繩及び北方問題に関する特別委員 辞任 瀬長亀次郎君 補欠 松本 善明君
松本 善明君 瀬長亀次郎君

(議案要領)

一、昨十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時災害援護法案

(議案付託)

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律案(内閣提出第八二号) 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)

以上二件 内閣委員会 付託

労働組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号) 社会労働委員会 付託

一、昨十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

戦時災害援護法案(山本正和君外三名提出、参法第三号)(予) 社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

証券取引法の一部を改正する法律案 金融先物取引法案

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を受領することを議決した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日

本國とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

郵便法の一部を改正する法律案 漁業災害補償法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

訪問教育高等部の制度化と教員定数改善の早期完結に関する質問主意書(辻第一君提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

都市高速鉄道八号線建設事業等に関する質問主意書(矢島恒夫君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡崎万寿君提出「国際障害者の十年」に相応しい身体障害者対策に関する質問に対する答弁書

「国際障害者の十年」に相応しい身体障害者対策に関する質問主意書 右の質問主意書提出する。

昭和六十三年四月十五日

提出者 岡崎万寿君

衆議院議長 原 健三郎殿

「国際障害者の十年」に相応しい身体障害者対策に関する質問主意書

今年(一九八三年)は国連が定めた「国際障害者の十年」(一九八三年～一九九二年)の折り返しの年に当たるが、我が国の障害者対策は世界のトップクラスの経済力にもかかわらず、予算的にも内容的にも極めて貧弱である。「国際障害者の十年」に相応しい、障害者のニーズにこたえた障害者対策の強化が緊急に必要となつてゐるので、以下、具体的に質問する。

一 障害者対策予算の増額について

1 「国際障害者の十年」が始まつた一九八三年から今日までの日本の障害者予算の推移は、八十三年度に一兆三千六百二十億円だったものが、八十八年度は一兆九千六百五億円、四三・九兆増となつてゐる。しかし、そのうち年金対策費が八十三年度六千五百二十億円、八十八年度一兆二千五百二十一億円となつてゐるので、これを差し引いた障害者対策予算となると八十三年度は七千七百億円、八十八年度は七千八百十億円と〇・二兆の減少となつてゐる。年金対策が必要であるとはいふまでもないが、対象者数の増加などに伴い年金が増えるのは当然であつて、これをもつて障害者対策がいきてゐるとはいへない。問題は実際の障害者対策予算が、「国際障害者の十年」の折り返しの時点で減少傾向を示していることである。政府は「国際障害者の十年」に相応しく、年金対策費の増額を維持す

るとともに実際の障害者対策予算を、増額していくべきではないのか。

2 とくに身体障害者対策予算が大きく減少していることは重大である。八十三年度二千四百億円、八十四年度二千八百七十七億円、八十五年度二千四百四十二億円、八十六年度二千四百八十七億円、八十七年度二千八百九十八億円、八十八年度二千八百九十九億円、八十八年度は八十三年度比で実に一九・三兆も減つてゐる。それも対象となる十八歳以上の身体障害者の数が、厚生省の調査によつても八十年には百九十八万人だったものが八十七年には二百四十一万人へと大幅に増え、また切実な要求が多々ある中で減少である。これでは身体障害者の切実な要求が実現できないのも当然である。予算を増額し、身体障害者対策の強化を図ることが、いま緊急に求められてゐると思うがどうか。

二 若干の要求について

1 政府は「国際障害者の十年」の計画実施のため、八十二年に「障害者対策に関する長期計画」を策定してゐるのであるが、駅舎や道路の利用計画では障害者が本当に利用しやすい方途を示すものとはなつてゐない。

① 駅舎についていえば、車イスを使わざるを得ない身体障害者にとつて本当に必要なことはまずエレベーターであるが、長期計画の中にこの問題を明記し、その実現のために努力すべきではないか。

また、既存の段階でも条件が許すところからゆるやかなスロープ化を実現して、少しでも身体障害者の駅舎利用の便を図るべ

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 朗読を省略した議長の報告

きではないか。その検討に着手する考えはないか。

② 道路構造においても、いま、地域運動によつて一部の歩道橋にみられるようになったスロープ化を長期計画の中で、具体的計画目標として加え、実現を図っていくべきではないか。

2 八十年度の十九万七千人が八十七年には二十九万二千人と激増している内部障害者に対する対策も極めて重要になつてきている。その中でも、鉄道・航空運賃割引制度の適用を早期に実現する必要がある。竹下首相は内部障害者にこの制度を適用することについて、「他の乗客がそれを負担するという建前になるわけでございます。したがって、まだ福祉政策だけでそれをさらに拡充していくということについてはいろいろな問題がある(六三・三・一八、参議院予算委員会)と述べたが、これは行政の責任を放棄するがごとき態度といわなければならぬ。

① 内部障害者に対して割引制度を適用した場合、どの程度の費用を要するとみられるのか。

② 身体障害者手帳をもっている三十万近い内部障害者が、他の身体障害者同様、鉄道・航空運賃の割引を受けるべきだとの見地にたつかどうか、要は国の責任で実施できることではないのか。その場合政府の補助あるいは政府と企業の分担という方法もあるのではないか。

③ 国会は昨年の第百九回国会及び第百十一回国会の二回にわたつて、「鉄道・航空運

賃の身体障害者割引制度の適用拡大に関する請願」を衆・参両院とも採択した。国会の意思は内部障害者に対する運賃割引制度の適用を図ることを政府に求めたわけだが、政府はこの国会の意思を尊重し、「国際障害者の十年」の早いうちに実現すべきではないか。

3 身体障害者自身が運転している場合は高速道路料金の割引があるが、それ以外は対象とされない。しかし、自身では運転ができない障害者は移動する時には必ずボランティアにたのむか、あるいはタクシーを使わざるを得ないわけだから、こうした障害者の高速道路利用にも料金割引があつてしかるべきだと思ふが、具体的に検討する考えはないか。右質問する。

内閣衆質一一二第二四号

昭和六十三年五月十三日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員岡崎万寿君提出「国際障害者の十年」に相応しい身体障害者対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡崎万寿君提出「国際障害者の十年」に相応しい身体障害者対策に関する質問に対する答弁書

一の1について

障害者対策については、国際障害者年(一九八一年)を大きな契機として、政府としては、障害者対策に関する長期計画(昭和五十七年三

月二十三日国際障害者年推進本部決定)に沿つて積極的に推進してきているところであり、中央身障害者対策協議会においても「画期的な進展を遂げ、着実な成果を挙げた」と評価しているところである。

年金対策を除く障害者対策関係予算については、社会福祉施設運営費の国と地方の費用負担割合の変更等により減少しているが、障害者対策としてはその充実強化に努めているところである。

今後とも、障害者対策については、昭和六十二年六月に策定した「障害者対策に関する長期計画」(後期重点施策(昭和六十二年六月二十五日)障害者対策推進本部決定)に沿つて、教育、福祉、雇用等の対策を総合的に推進し、「完全参加と平等」を促進してまいりたい。

二の2について

身体障害者福祉対策予算の減額は、身体障害者更生援護施設運営費等の国と地方の費用負担割合の変更、障害基礎年金制度の創設に伴う福祉手当制度の再編等によるものであり、身体障害者福祉対策の充実強化に必要な予算は確保されているところである。

二の1の①について

駅舎等の公共交通施設におけるエレベーター及びエスカレーターの設置、段階のスロープ化等の身体障害者等のための施設の整備については、従来から運輸省において交通事業者に対して指導を行うとともに、特に昭和五十八年には「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」を策定して整備の指針を定めているところであるが、今後とも引き続き、当該指針を踏まえ、身体障害者等にとつて公共交通施設がより利用しやすいものとなるようその整備について指導してまいりたい。

二の1の②について

斜路式立体横断施設の整備については、交通安全基本計画(昭和六十一年三月二十八日中央交通安全対策会議決定)にその大綱を定め、第四次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画(昭和六十一年十二月一日閣議決定)に基づき整備を行つてきたところであるが、今後とも引き続きその整備を推進してまいりたい。

二の2の①について

内部障害者に対して運賃割引制度を適用した場合に要する費用の算定は、内部障害者による交通機関の利用状況等の把握が難しいため、困難である。

二の2の②及び③について

現在、身体障害者に対する鉄道・航空運賃の割引制度は、割引による減収を一般的に他の利用者の負担によつて賄ふことにより実施されている。

当該割引制度の対象を現状以上に拡大することについては、これによる減収分の負担の在り方、身体障害者対策全般との関係等の問題があり、慎重に検討する必要があると考える。

二の3について

昭和五十四年度から実施している身体障害者に対する有料道路通行料金の優遇措置は、肢体不自由者が自ら自動車を運転する場合に身体的苦痛が著しいため、走行条件の良い有料道路の利用を相当程度余儀なくされている実情にかんがみ、その社会的自立を阻むことのないよう特

に講じてきたものであり、御指摘の点については引き続き慎重に検討してまいりたい。

消防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十七日

参議院議長 藤田 正明
衆議院議長 原 健三郎殿

消防法の一部を改正する法律

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項を次のように改める。

危険物とは、別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第九条の三中「別表の品名欄に掲げる危険物の区分に応じ同表の数量欄に定める数量」を「危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量」に、「油かすその他政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品(以下「準危険物」という。又は「」を「及び」に、「その他これらに類する物品」を「その他の物品」に、「若しくは」を「又は」に改め、「困難となるもの」の下に「として政令で定めるもの(以下「指定可燃物」という。その他指定可燃物に類する物品を加え、「貯蔵又は」を「貯蔵及び」に改める。

第十条第二項中「別表に掲げる品名」の下に「(第十一条の四第一項において単に「品名」という。又は指定数量を加え、「危険物の品名」との数量をそれぞれを「それぞれの危険物の数量を当該危険物」に改める。

第十一条の四第一項中「種類又は数量」を「品名、数量又は指定数量の倍数(当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値(品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵又は取扱に係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和)をいう。に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、別表の品名欄に掲げる物品のうち同表第一類の項第十一号、第二類の項第八号、第三類の項第十二号、第五類の項第九号又は第六類の項第五号の危険物は、当該物品に含有されている当該品名欄の物品が異なるときは、それぞれ異なる品名の危険物とみなす。第十二条の二中「取扱所について、」の下に「第十条第一項の許可を取り消し、又は」を加え、同条第一号中「第十一条第一項」を「第十一条第一項後段」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条に次の二項を加える。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の

所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることが出来る。

一 第十一条の五第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

二 第十二条の七第一項の規定に違反したとき。

三 第十三条第一項の規定に違反したとき。

四 第十三条の二十四の規定による命令に違反したとき。

市町村長等は、第二項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ、その製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第十二条の七第一項中「当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めなければならない」を「危険物保安統括管理者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理させなければならない」に改め、同条第二項中「危険物の保安に関する業務を統括管理する者」を「危険物保安統括管理者」に改める。

第十三条第一項中「のうちから危険物の保安の監督をする者」を、六月以上危険物取扱の実務経験を有するものの中から危険物保安監督者に改め、同条第二項中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。

第十三条の三第四項中「左の」を「次の」に改め、

同項第一号中「で、六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの」を削り、同条第五項を削る。

第十三条の二十三の次に次の一条を加える。

第十三条の二十四 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生を防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第十二条の七第一項又は第十三条第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。

第十四条の二に次の一項を加える。

第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者及びその従業者は、予防規程を守らなければならない。

第十六条の十中「準危険物」を「指定可燃物」に改める。

第四十二条第一項第三号中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項又は第二項」に、同項第四号中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。

第四十四条第六号中「第八条第二項」の下に、「第九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条第六項」を、「第十一条の四第一項」の下に、「第十二条の六」を加える。

別表を次のように改める。

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表(第二条、第十条、第十一条の四関係)

類 別	性 質	品 名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 八 金属の水素化物 九 金属のりん化合物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類
第五類	自己反応性物質	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 ジアゾ化合物 七 ヒドラジンの誘導体 八 その他のもので政令で定めるもの 九 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

一 酸化性固体とは、固体(液体(一気圧において、温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。又は気体(一気圧において、温度二〇度で気体状であるものをいう。以下同じ。))であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する感受性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

二 可燃性固体とは、固体であつて、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。

五 金屬粉とは、アルカリ金屬、アルカリ土類金屬、鉄及びマグネシウム以外の金屬の粉をいい、粒度等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあっては、形状等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

七 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が四〇度未満のものをいう。

八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空气中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

九 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。

十 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限り）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。

十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二一度未満のものをいう。

十三 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二〇〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十六 第四石油類とは、ギヤード油、シリンダー油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十七 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものをいい、自治省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

十八 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

十九 第五類の項第九号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するものうち不活性の固体を含有するもので、自治省令で定めるものを除く。

二十 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

二十一 この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の品名は、自治省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の三の改正規定は昭和六十四年四月一日から、第二項第七項、第九條の三、第十條第二項、第十一條の四、第十六條の十及び別表の改正規定並びに附則第三條から第七條までの規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日（第十三條の三の改正規定にあつては昭和六十四年四月一日、第二條第七項、第十條第二項、第十一條の四及び別表の改正規定にあつては一部施行日）前に改正前の消防法（以下「旧法」という。）の規定に基づいてされている許可の申請、届出その他の手続又は旧法の規定に基づいてされた許可その他の処分は、別段の定めがあるものを除き、改正後の消防法（以下「新法」という。）の相当規定に基づいてされた手続又は処分とみなす。

第三条 一部施行日において現に設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所で、新

たに新法第十一條第一項の規定による許可を受けなければならないこととなるものについては、一部施行日から起算して一年間は、同項の規定による許可を受けることを要しない。

第四条 一部施行日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及び設備が新法第十條第四項の技術上の基準に適合しないものに係る同項の技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、一部施行日から起算して一年以内において新たに新法第十一條第一項の規定による許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

第五条 一部施行日の前日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十一條第一項の規定による許可を受けることを要しないこととなるものの所有者、管理者又は占有者は、一部施行日から起算して三月以内にその旨を新法第十一條第二項に規定する市町村長等（以下「市町村長等」という。）に届け出なければならない。ただし、次項に規定する届出をする場合は、この限りでない。

2 前項の所有者、管理者又は占有者で、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備

を変更しないで、引き続き新法第九条の三に規定する指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うとするものは、一部施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならぬ。

3 前項の場合において、旧法第十一条第一項の規定による許可は、新法第十一条第一項の規定による許可とみなす。

第六条 一部施行日において現に旧法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所等、新法第十一条の四に規定する指定数量の倍数が旧法第十一条第一項の規定による許可又は旧法第十一条の四の規定による届出に係る指定数量の倍数(当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値(旧法別表に掲げる品名を異にする二以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和)をいう。)を超えることとなるものの所有者、管理者又は占有者は、一部施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

第七条 一部施行日において現に旧法第十三条の二第三項の規定により乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、新法第十三条の二第二項の規定によりその者が取り扱うことができる危険物以外の危険物(以下この項において「対象外危険物」という。)を一部施行日の前日において当該乙種危険物取扱者免状に基づき取り扱い、又は当該危険物の取扱作業に關して立ち会

い、若しくは保安の監督をしているものは、一部施行日から起算して二年を経過する日までの間に限り、新法第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第二項並びに第十六条の二第一項の規定にかかわらず、当該対象外危険物(次項において「取扱危険物」という。)を取り扱い、又は当該危険物の取扱作業に關して立ち会い、若しくは保安の監督をすることができぬ。

2 前項の危険物取扱者が、一部施行日から起算して二年を経過する日までの間において都道府県知事(当該都道府県知事が旧法第十三条の五第一項の規定により危険物取扱者試験事務を旧法第十三条の七第二項に規定する指定試験機関(以下この条において「指定試験機関」という。))に行方せいてる場合に於ては、当該指定試験機関(以下同じ)の指定する講習(以下この条において「指定講習」という。)を修了したときは、その者は、新法第十三条の三第三項に規定する試験に合格した者とみなされ、取扱危険物を取り扱うことのできる乙種危険物取扱者免状の交付を受けることができる。

3 新法第十三条の二第二項、第十三条の十五から第十三条の十七まで、第十三条の十八第二項第四号、同条第三項及び第四項、第十三条の二十から第十三条の二十二まで並びに第十六条の四の規定は、指定試験機関の指定講習の実施に關する事務について準用する。

4 都道府県知事は、指定講習を、一部施行日から起算して二年を経過する日までの間において、少なくとも二回以上(指定試験機関に於ては、都道府県の区域ごとに少なくとも二回以上)行うように努めなければならない。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に關する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防組織法の一部改正)

第十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物の判定に係る試験の方法の研究及び立案に關する事項

第四条第十八号中「(昭和二十三年法律第八十六号)」を削る。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、昭和五十八年三月の臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、危険物の判定基準の合理化等を図ることとし、あわせて危険物の保安を確保しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 危険物の範囲等に関する事項

(一) 危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定の方法を導入するものとする。

(1) 第一類の危険物(酸化性固体)は、酸化力の潜在的な危険性及び衝撃に対する敏感性を判断するための試験により、危険物であるかを判定するものとする。

(2) 第二類の危険物(可燃性固体)は、原則として、火災による着火の危険性及び引火の危険性を判断するための試験により、危険物であるかを判定するものとする。

(3) 第三類の危険物(自然発火性物質及び禁水性物質)は、原則として、空气中での発火の危険性及び水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性を判断するための試験により、危険物であるかを判定するものとする。

(4) 第四類の危険物(引火性液体)は、原則として、引火の危険性を判断するための試験により、危険物であるかを判定するものとする。

(5) 第五類の危険物(自己反応性物質)は、原則として、爆発の危険性及び加熱分解の激しさを判断するための試験により、危険物であるかを判定するものとする。

(6) 第六類の危険物(酸化性液体)は、酸化力の潜在的な危険性を判断するための試験により、危険物であるかを判定するものとする。

(二) 危険物の指定数量については、政令で定めるものとする。

- (三) 危険物の範囲の見直しに伴い、準危険物及び特殊可燃物等について、新たに指定可燃物として規制を行うこととする等規定の整備を図ること。
- 2 製造所等の許可の取消し等に関する事項次の場合については、新たに、市町村長等が製造所等の許可を取り消すことができることとし、あわせて市町村長等が、製造所等の使用の停止を命ずることができる要件について整備すること。
- (一) 許可を受けないで、製造所等の位置、構造及び設備を変更したとき。
- (二) 完成検査の前に製造所等を使用したとき。
- (三) 製造所等の位置、構造及び設備に係る措置命令に違反したとき。
- (四) 保安検査に関する規定に違反したとき。
- (四) 定期点検に関する規定に違反したとき。
- 3 危険物取扱者試験の受験資格に関する事項乙種危険物取扱者試験の受験資格として、危険物取扱者の実務経験は、これを要しないものとする。
- 4 危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令に関する事項市町村長等は、製造所等の所有者等に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができるものとする。
- 5 罰則に関する事項罰則について所要の整備を図ること。
- 6 その他その他所要の規定の整備を図ること。

7 施行期日等

- (一) この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、危険物取扱者試験の受験資格に関する事項は昭和六十四年四月一日から、危険物の範囲等に関する事項は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- (二) 消防組織法を改正し、消防庁の事務として、危険物の判定に係る試験の方法の研究及び立案に関する事項を加えるものとする。

二 議案の可決理由

最近の危険物の生産・流通等の実情にかんがみ、危険物の範囲の見直し等所要の措置を講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十三年五月十三日

地方行政委員長 松本 十郎

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、危険物の安全対策と消防力の充実を図るため、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

- 一 本法に基づく政・省令の制定に当たっては、危険物の安全対策に十分配慮し、法の運用に万全を期すること。また、危険物の判定試験の公

正性を確保するための適切な対策を講ずること。

- 二 危険物質に係る災害の発生等に的確に対応できるよう消防力の基準の達成及びその拡充を推進するとともに、特に危険物の保安管理に当たっては、事故処理体制についてのマニュアルの確立、保安要員の確保、施設基準・運搬基準の整備等を図り、住民の安全確保に遺憾のないよう努めること。

- 三 消防職員の処遇の改善を図るため、その定員の確保、勤務時間の短縮など勤務体制の改善、執務環境の整備、公務災害の防止等を推進すること。また、消防職員の団結権問題については、引き続き誠意をもつて検討を進めること。右決議する。

労働組合法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和六十三年二月十二日

内閣総理大臣 竹下 登

労働組合法等の一部を改正する法律

(労働組合法の一部改正)

第一条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

- 第十九条第一項中「使用者を代表する者」の下に「(以下「使用者委員」という。)」を、「労働者を代表する者」の下に「(以下「労働者委員」という。)」を、「公益を代表する者」の下に「(以下「公益委員」という。)」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「の外」を「のほか」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第五項から第二十二項までを削り、同条の次に次の十二条を加える。

(中央労働委員会)

第十九条の二 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人をもつて組織する。

2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち四人については、国営企業(国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一号に規定する国営企業をいう。第十九条の十第一項において同じ。))の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦(労働者委員のうち四人については、同法第二条第二号に規定する職員(以下この章において「国営企業職員」という。))が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づいて、公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 労働組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

八八八

- 4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその公益委員を罷免しなければならない。
 - 5 公益委員の任命については、そのうち六人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。
 - 6 中央労働委員会の委員（次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。
- （委員の欠格条項）
- 第十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
- 一 禁治産者又は準禁治産者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。
- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員
 - 二 国営企業職員又は国営企業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
- （委員の任期等）
- 第十九条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
 - 3 委員の任期が満了したときは、当該委員

- は、後任者が任命されるまで引き続き在任するものとする。
- （公益委員の職務）
- 第十九条の六 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
- 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
 - 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
 - 2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。
- （委員の失職及び罷免）
- 第十九条の七 委員は、第十九条の四第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。公益委員が同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合も、同様とする。
- 2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- 3 前項の規定により、内閣総理大臣が中央労働委員会に対して、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合には、当該委員は、その議事に参与することができない。

- 4 内閣総理大臣は、公益委員のうち五人が既に属している政党に新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。
 - 5 内閣総理大臣は、公益委員のうち六人以上が同一の政党に属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に属する者が五人になるように、両議院の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所屬關係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。
- （委員の給与等）
- 第十九条の八 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。
- （中央労働委員会の会長）
- 第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。
- 2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。
 - 3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。
 - 4 中央労働委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。
- （地方調整委員）
- 第十九条の十 中央労働委員会に、国営企業とその国営企業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係る

- あつせん若しくは調停又は第二十七条第十三項に規定する調査若しくは審問に参与させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。
- 2 地方調整委員は、中央労働委員会の同意を得て、政令で定める区域ごとに労働大臣が任命する。
 - 3 第十九条の五第一項本文及び第二項、第十九条の七第二項並びに第十九条の八の規定は、地方調整委員について準用する。この場合において、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「労働大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは、「中央労働委員会」と読み替へるものとする。
- （中央労働委員会の事務局）
- 第十九条の十一 中央労働委員会にその事務を整理させるために事務局を置き、事務局に会長の同意を得て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局に、地方における事務を分掌させるため、地方事務所を置く。
 - 3 地方事務所的位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。
- （地方労働委員会）
- 第十九条の十二 地方労働委員会は、都道府県が設けるものとする。
- 2 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人（東京都が設けるものに限り、各十一人（大阪府が設けるものに限り、）又は各九人、各七人若しくは各五人

のうち政令で定める数のものをもつて組織する。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 第十九条の二、第十九条の三第五項及び第六項本文、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の二中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十九条の三第五項中「そのうち六人以上」とあるのは「公益委員の数が十三人の地方労働委員会にあつてはそのうち六人以上、公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつてはそのうち五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはそのうち四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはそのうち三人以上、公益委員の数が五人の地方労働委員会にあつてはそのうち二人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「地方労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「地方労働委員会の委員」と、前条第一項中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局長、事務局次長二人以内及び必要な職員」と読み替えるものとする。

5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定により読み替えられた第十九条の三第五項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

(船員労働委員会)

第十九条の十三 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(国営企業職員を除く。以下この項において同じ。)に關しては、この法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、船員については、適用しない。

2 船員中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人をもつて組織し、船員地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人をもつて組織する。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、運輸大臣が任命する。

4 中央労働委員会及び地方労働委員会に關する規定(第十九条の三第一項から第四項まで及び第六項ただし書、第十九条の四第二項、第十九条の六、第十九条の七第一項後段、第四項及び第五項、第十九条の十、第十九条の十一第二項及び第三項、前条第二項、第三項及び第四項後段(第十九条の十一第一項中「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局

長、事務局次長二人以内及び必要な職員」と読み替える部分に限る。)、第二十四条第二項並びに第二十七条第十三項の規定を除く。)

は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の二中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十九条の三第五項中「六人以上」とあるのは「三人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「船員中央労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「船員中央労働委員会の委員」と、第十九条の十一第一項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、前条第一項中「都道府県知事」とあるのは「各地方運輸局の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、政令で定める区域を除く。及び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、第二十五条第二項中「国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に關する第五條第一項及び第十一條第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)」について、專屬的に管轄するほか、二以上の都道府県」とあるのは「二以上の船員地方労働委員会の管轄区域」と読み替えるものとする。

5 前条第五項の規定は、船員中央労働委員会の公益委員について準用する。

第二十三条に後段として次のように加える。
中央労働委員会の地方調整委員又は地方調整委員であつた者も、同様とする。
第二十四条に次の一項を加える。

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に關するものほか、国営企業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

第二十五条第一項後段を削り、同条第二項中「基」を「基づく」に、「申立」を「申立て」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 中央労働委員会は、国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に關する第五條第一項及び第十一條第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。))について、專屬的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

第二十七条に次の一項を加える。

13 中央労働委員会は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、中央労働委員会に係属している事件に關し、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則の定めるところにより、公益を代表する地方調整委員に第一項の

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 労働組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

八九〇

申立て又は第五項若しくは第十一項の再審査の申立てに係る調査又は審問を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、当該審問に参加することができる。

(労働関係調整法の一部改正)

第二条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「基いて」を「基ついて」に改め、「使用者を代表する委員」の下に「(国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十五条に規定する国営企業担当使用者委員(次条において「国営企業担当使用者委員」という。)を除く。)」を、「労働者を代表する委員」の下に「(同法第二十五条に規定する国営企業担当労働者委員(次条において「国営企業担当労働者委員」という。)を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作製、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち国営企業担当使用者委員以外の委員(第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。)、労働者を代表する委員のうち国営企業担当労働者委員以外の委員(同項において「一般企業担当労働者委員」という。))並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する八人の委員及び会長(同項及び第三

十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。)のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

から調停委員を指名することが適当でないことを認める場合は、この限りでない。

第十二条に次の一項を加える。

第三十一条の二中「中」の「中」を「のうちから」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「なされ」を「され」に、「聞いて」を「聴いて」に、「委員又は」を「委員(中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員)又は」に改める。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第三条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第十七条・第十八条)」を「(第十七条・第十九条)」に、「国営企業労働委員会(第十九条・第二十五条の七)」を「(第十九条・第二十五条の七)」を「削除」に、「第二十六条」を「第二十五条」に、「第四十一条」を「第四十条」に改める。

第三條の見出し中「関係」を「関係等」に改め、同条第一項中「及び第十八条から第三十二条まで」を「第十八条、第二十七條第九項中及び後段、第二十八條、第三十一条並びに第三十二条」に改め、「同法第五條第一項中」この法律に規定する手続」とあるのは「この法律並びに国営企業労働関係法第二十條第二項及び第二十五条の五に規定する手続」と、「この法律に規定する救済」とあるのは「この法律及び国営企業労働関係法第二十五条の五に規定する救済」と及び「労働委員会」とあるのは「国営企業労働委員会」と、「を削り、同条第二項を次のように改める。

2 中央労働委員会(以下「委員会」という。))は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する処分をする場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する審査委員会を設けてその処分を行わせ、当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることが出来る。ただし、事件が重要と認められる場合その他審査委員会が処分をすることが適当でないとき認められる場合は、この限りでない。

を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する審査委員会を設けてその処分を行わせ、当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることが出来る。ただし、事件が重要と認められる場合その他審査委員会が処分をすることが適当でないとき認められる場合は、この限りでない。

第三條に次の一項を加える。

8 前項の審査委員会に関する事項その他同項の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四條第二項中「国営企業労働委員会は、組合」を「委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「組合」という。))に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定による委員会の事務の処理には、委員会の公益を代表する委員のみが参与する。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務の処理について準用する。

第五章の章名を削り、第十九條を次のように改める。

(不当労働行為の申立て等)

第十九條 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七條第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てが当該解雇がされた日から二月を経過した後にされたものであるときは、委員会は、同条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。

2 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七條第一項の申立てを受けたときは、委員会は、当該申立ての日から二月以内に同条

第四項の命令を発するようになければならぬ。

第十九条の次に次の章名を付する。

第五章 削除

第二十條から第二十四條までを次のように改める。

第二十條から第二十四條まで 削除

第二十五條を次のように改める。

(国営企業担当委員)

第二十五條 委員会が次条第一項、第二十七條

第三号及び第四号並びに第三十三條第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九條第四項の委員会の同意その他政令で定める委員

会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長

があらかじめ指名する四人の委員及び会長(次条第二項、第二十九條第二項及び第三十

四條第二項において「国営企業担当公益委員」という。)、労働組合法第十九條の三第二項に

規定する国営企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員(次条第二項及び

第二十九條第二項において「国営企業担当使用者委員」という。))並びに同法第十九條の三

第二項に規定する国営企業職員が構成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命され

た同項に規定する四人の委員(次条第二項及び第二十九條第二項において「国営企業担当

労働者委員」という。))のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必

要な事項は、政令で定める。

第二十五條の二から第二十五條の七まで及び

第六章の章名を削り、第二十五條の前に次の章名を付する。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

第二十六條第二項中「委員、第二十九條第三

項」を「国営企業担当公益委員、国営企業担当使用者委員若しくは国営企業担当労働者委員若し

くは第二十九條第四項に改め、「若しくは第三十條の地方調停委員会の調停委員」を削り、同

条第六項を削り、同条第五項中「委員会の行う」を「第一項の」に改め、同項を同条第六項とし、

同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「委員又は地方調停委員会の調停委員」を「委員会の委員又は労働組合法第十九條の十第一項に規定

する地方調整委員」に、「以下」を「次項において」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の

次に次の一項を加える。

3 労働組合法第十九條の十第一項に規定する

地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員

会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、

あつせん員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員

を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第二十八條第一項中「又は地方調停委員会」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

第二十九條第二項中「委員会の公益委員」を「国営企業担当公益委員」に、「委員会の使用者委員」を「国営企業担当使用者委員」に、「委員会の労働者委員」を「国営企業担当労働者委員」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項

中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 労働組合法第十九條の十第一項に規定する

地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員

会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、

調停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條中「又は地方調停委員会」を削る。

第三十二條中「地方調停委員会並びに」を削る。

第三十四條第二項中「委員会の公益委員」を「国営企業担当公益委員」に改める。

第四十條第三項中「行政不服審査法」の下に「昭和三十三年法律第六十号」を加える。

第四十一條を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、次条第二項及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(委員に関する経過措置等)

第二条 この法律の施行の際現に中央労働委員会

の委員(第一条の規定による改正前の労働組合法第十九條第十三項の規定により委員の職務を行行者を含む。)である者は、同条第十一項及び

第十三項の規定にかかわらず、この法律の施行と同時にその地位を失うものとする。

2 第一条の規定による改正後の労働組合法第十九條の三第二項による中央労働委員会の委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

3 第一条の規定による改正後の労働組合法第十九條の三第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後最初に公益委員が任命される場合について準用する。

4 この法律の施行の際現に国営企業労働委員会事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、中央労働委員会事務局の職員となるものとする。

(手続規則に関する経過措置等)

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する第

一条の規定による改正前の労働組合法第二十六條の規定に基づき中央労働委員会が定めた手続規則(以下この項において「旧手続規則」という。))は、この法律の施行の日から第一条の規定

による改正後の労働組合法第二十六條の規定に基づき中央労働委員会の定める手続規則(以下この項において「新

手続規則」という。))が公布される日の前日までの間、新

手続規則としての効力を有するものとする。この場合において、第

三条の規定による改正後の国営企業労働関係法第二

条第二号に規定する職員の労働関係に関し中央労働委員会が行う手続について新

手続規則としての効力を有するものとされた旧手続規則によることができないときは、この法律の施行

の際現に効力を有する第三条の規定による改正

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 労働組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

八九二

前の国営企業労働関係法第二十五条の四の規定に基づき国営企業労働委員会が定めた国営企業労働委員会規則の例によるものとする。

2 中央労働委員会が行う手続について前項の規定によるものが適当でない認められる場合には、その手続は、中央労働委員会の会長が定めるところによるものとする。

(国営企業労働委員会がした告示に関する経過措置)

第四條 第三條の規定による改正前の国営企業労働関係法第四條第二項の規定に基づき国営企業労働委員会がこの法律の施行の際に発している告示は、第三條の規定による改正後の同項の規定に基づき中央労働委員会が発した告示とみなす。

(中央労働委員会がした処分等に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にこの法律による改正前の労働組合法、労働関係調整法又は国営企業労働関係法の規定により中央労働委員会又は国営企業労働委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定により中央労働委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働組合法、労働関係調整法又は国営企業労働関係法の規定により中央労働委員会又は国営企業労働委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律による改正後のこれらの法律の相

当規定により中央労働委員会に対してされた手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。国営企業労働委員会の委員又は職員であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第八條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の三及び第十九号の三並びに別表第一官職名の欄中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)
第九條 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第十條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一労働省の項中「国営企業労働委員会」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十一條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第百五十五号中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第十二條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第百四十四号中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十三條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 中央労働委員会の公益を代表する委員の候補者名簿を作成すること。

第五條第十号中「国営企業労働委員会」を「国営企業労働関係法に規定する労働関係に関し、中央労働委員会」に改め、同条第十一号中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

第十一條第一項を次のように改める。

国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、労働省の外局として、中央労働委員会を置く。

第十一條第二項中「これに基く命令を含む。」及び労働関係調整法「これに基く命令を含む。」を「労働関係調整法及び国営企業労働関係法(これらの法律に基づき命令を含む。)」に改め、同条第三項を削る。

理 由

近年の労使関係をめぐる諸事情の変化にかんがみ、行政機構の簡素化に資するとともに労働委員会制度の効率的運営及び機能強化を図るため、中央労働委員会と国営企業労働委員会とを統合し、中央労働委員会に地方調整委員を設置する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、行政機構の簡素化に資するとともに労働委員会制度の効率的運営及び機能強化を図るため、中央労働委員会と国営企業労働委員会とを統合し、中央労働委員会に地方調整委員を設置する等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 統合後の中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の数を各九人から各十三人にするものとする。

2 使用者委員及び労働者委員は労使各側団体の推薦(うち各四人は国営企業労使の推薦)に基づいて、公益委員は労使委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものに改めるものとする。

3 現行の国営企業労働委員会の地方調整委員会は廃止するものとし、これに代えて、統合後の中央労働委員会に、国営企業の労使紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものあつせん、調停又は不当

労働行為の調査、審問に参与させるため、公労使を代表する地方調整委員を置くものとすること。

4 中央労働委員会における紛争調整手続は、使用者委員及び労働者委員についてはそれぞれの推薦母体別に、公益委員については会長の指名により、一般企業担当委員及び国営企業担当委員を定め、紛争調整の開始の決定、あつせん、調停、仲裁等に参与させるものとすること。

5 中央労働委員会は、国営企業職員に関する不当労働行為等の処分をする場合には、重要な事件等を除き、国営企業担当公益委員のみで構成する審査委員会を設けてその処分を行わせることができるものとすること。

6 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行するものとする。ただし、委員の任命のために必要な行為等については、公布の日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

近年の労使関係をめぐる諸事情の変化にかんがみ、労働委員会制度の効率的運営及び機能強化を図るため、中央労働委員会と国営企業労働委員会とを統合する等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、なお、公益委員の委員候補者名簿の作成手続及び国営企業職員の労働組合役員の名簿等従期間等について、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合より四党共同の修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

また、本案に対して、日本共産党・革新共同

より公益委員の数及び地方調整委員の任務等について修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費

昭和六十三年一度一般会計予算(労働省所管)に約七億七千七百万円が計上されている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して中村労働大臣より日本共産党・革新共同提出の修正案に対して「反対である。」旨の意見が述べられた。

昭和六十三年五月十七日

社会労働委員長代理 理事 高橋 辰夫

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(労働組合法の一部改正)

第一条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「使用者を代表する者」の下に「(以下「使用者委員」という。)」を、「労働者を代表する者」の下に「(以下「労働者委員」という。)」を、「公益を代表する者」の下に「(以下「公益委員」という。)」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第二十二項までを削り、同条の次に次の十二条を加える。

(中央労働委員会)

第十九条の二 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人をもつて組織する。

2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち四人については、国営企業(国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一号に規定する国営企業をいう。第十九条の十第一項において同じ。))の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦(労働者委員のうち四人については、同法第二条第二号に規定する職員(以下この章において「国営企業職員」という。))が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づいて、公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその公益委員を罷免しなければならない。

5 公益委員の任命については、そのうち六人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6 中央労働委員会の委員(次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。)

(委員の欠格事項)

第十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
三 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員
二 国営企業職員又は国営企業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

(委員の任期等)
第十九条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き在任するものとする。

(公益委員の職務)
第十九条の六 常務の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くは、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
- 2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。
- (委員の失職及び罷免)
- 第十九条の七 委員は、第十九条の四第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。公益委員が同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合も、同様とする。
- 2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院の同意を得て、その委員を罷免することができ
- 3 前項の規定により、内閣総理大臣が中央労働委員会に対して、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合には、当該委員は、その議事に参与することができない。
- 4 内閣総理大臣は、公益委員のうち五人が既に属している政党に新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、公益委員のうち六人以上が同一の政党に属することとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く)には、同一の政党に属する者が五人になるように、両議院の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。
- (委員の給与等)
- 第十九条の八 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。
- (中央労働委員会の会長)
- 第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。
- 2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。
- 3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。
- 4 中央労働委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。
- (地方調整委員)
- 第十九条の十 中央労働委員会に、国営企業とその国営企業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会を処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十七条第十三項に規定する調査若しくは審問に参与させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。
- 2 地方調整委員は、中央労働委員会の同意を得て、政令で定める区域ごとに労働大臣が任命する。
- 3 第十九条の五第一項本文及び第二項、第十九条の七第二項並びに第十九条の八の規定は、地方調整委員について準用する。この場合において、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「中央労働委員会」と読み替へるものとする。
- (中央労働委員会の事務局)
- 第十九条の十一 中央労働委員会にその事務を整理させるために事務局を置き、事務局に会長の同意を得て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局に、地方における事務を分掌させるため、地方事務所を置く。
- 3 地方事務所的位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。
- (地方労働委員会)
- 第十九条の十二 地方労働委員会は、都道府県が設けるものとする。
- 2 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人(東京都が設けるものに限り、各十一人(大阪府が設けるものに限る。))、各十一人(大阪府が設けるものに限る。))又は各九人、各七人若しくは各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。
- 3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。
- 4 第十九条の二、第十九条の三第五項及び第六項本文、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の二中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十九条の三第五項中「そのうち六人以上」とあるのは「公益委員の数が十三人の地方労働委員会にあつてはそのうち六人以上、公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつてはそのうち五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはそのうち四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはそのうち三人以上、公益委員の数が五人の地方労働委員会にあつてはそのうち二人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「地方労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「地方労働委員会の委員」と、前条第一項中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「事務局局長及び必要な職員」とあるのは「事務局局長、事務局次長二人以内及び必要な職員」と読み替へるものとする。
- 5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定により読み替えられた第十九条の三第五項

の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

(船員労働委員会)

第十九条の十三 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(国営企業職員を除く。以下この項において同じ。)に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、船員については、適用しない。

2 船員中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人をもつて組織し、船員地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人をもつて組織する。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、運輸大臣が任命する。

4 中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定(第十九条の三第一項から第四項まで及び第六項ただし書、第十九条の四第二項、第十九条の六、第十九条の七第一項後段、第四項及び第五項、第十九条の十、第十九条の十一第二項及び第三項、前条第二項、第三項及び第四項後段(第十九条の十一第一項中「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局長、事務局次長二人以内及び必要な職員」と読み替える部分に限る。)、第二十四条第二項並びに第二十七条第十三項の規定を除く。)は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の二「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十九条の三第五項中「六人以上」とあるのは「三人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「船員中央労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「船員中央労働委員会の委員」と、第十九条の十一第一項中「労働大臣」とあるのは「各地方運輸局の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、政令で定める区域を除く。及び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、第二十五条第二項中「国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五條第一項及び第十一條第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)」について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県」とあるのは「二以上の船員地方労働委員会の管轄区域」と読み替えるものとする。

員会について準用する。この場合において、第十九条の二「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十九条の三第五項中「六人以上」とあるのは「三人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「船員中央労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「船員中央労働委員会の委員」と、第十九条の十一第一項中「労働大臣」とあるのは「各地方運輸局の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、政令で定める区域を除く。及び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、第二十五条第二項中「国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五條第一項及び第十一條第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)」について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県」とあるのは「二以上の船員地方労働委員会の管轄区域」と読み替えるものとする。

5 前条第五項の規定は、船員中央労働委員会の公益委員について準用する。

第二十三条に後段として次のように加える。

中央労働委員会の地方調整委員又は地方調整委員であつた者も、同様とする。

第二十四条に次の一項を加える。

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、国営企業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

第二十五条第一項後段を削り、同条第二項中「基く」を「基づく」に、「申立」を「申立て」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 中央労働委員会は、国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五條第一項及び第十一條第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)」について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

第二十七条に次の一項を加える。

13 中央労働委員会は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、中央労働委員会に係属している事件に関し、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則の定めるところにより、公益を代表する地方調整委員に第一項の申立て又は第五項若しくは第十一項の再審査の申立てに係る調査又は審問を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する

る地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、当該審問に参与することができる。

(労働関係調整法の一部改正)

第二条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「基いて」を「基づいて」に改め、「使用者を代表する委員」の下に「(国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十五条に規定する国営企業担当使用者委員(次条において「国営企業担当使用者委員」という。))を除く。」を、「労働者を代表する委員」の下に「(同法第二十五条に規定する国営企業担当労働者委員(次条において「国営企業担当労働者委員」という。))を除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作製、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち国営企業担当使用者委員以外の委員(第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。)、労働者を代表する委員のうち国営企業担当労働者委員以外の委員(同項において「一般企業担当労働者委員」という。))並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する八人の委員及び会長(同項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。))のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条に次の一項を加える。

労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第二十一条中「使用者を代表する委員」の下に「中央労働委員会にあつては、一般企業担当使用者委員」を加え、「の中から」を「のうちから」に改め、「労働者を代表する委員」の下に「中央労働委員会にあつては、一般企業担当労働者委員」を、「公益を代表する委員」の下に「中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員」を加え、同条に次の一項を加える。

労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第三十一条の二中「の中から」を「のうちから」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「なされ」を「され」に、「聞いて」を「聴いて」に、

「委員又は」を「委員(中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員)又は」に改める。
附則第三条及び第四条を削る。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第三条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第十七条・第十八条)」を「(第十七条・第十九条)」に、「国営企業労働委員会(第十九条・第二十五条の七)」を「削除」に、「第二十六条を、第二十五条に」、「第四十一条を、第四十条に改める。

第三条の見出し中「関係」を「関係等」に改め、同条第一項中「及び第十八条から第三十二条まで」を、「第十八条、第二十七条第九項中段及び後段、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条」に改め、「同法第五条第一項中」この法律に規定する手続とあるのは「この法律並びに国営企業労働関係法第二十条第二項及び第二十五条の五に規定する手続と」、「この法律に規定する救済」とあるのは「この法律及び国営企業労働関係法第二十五条の五に規定する救済」と及び「労働委員会」とあるのは「国営企業労働委員会」とを削り、同条第二項を次のように改める。

2 中央労働委員会(以下「委員会」という。)は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する処分をする場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する審査委員会を設けてその処分を行わせ、当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることが出来る。ただし、事件が重要と認められる場合その他審査委員会が処分をするこ

とが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

第三条に次の一項を加える。

3 前項の審査委員会に関する事項その他同項の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四条第二項中「国営企業労働委員会は、組合」を「委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「組合」という。))に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定による委員会の事務の処理には、委員会の公益を代表する委員のみが参与する。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務の処理について準用する。
第五章の章名を削り、第十九条を次のように改める。

(不当労働行為の申立て等)

第十九条 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てが当該解雇がされた日から二月を経過した後にされたものであるときは、委員会は、同条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。

2 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てを受けたときは、委員会は、当該申立ての日から二月以内に同条第四項の命令を発するようにしなければならない。

第十九条の次に次の章名を付する。

第五章 削除

第二十条から第二十四条までを次のように改める。

第二十条から第二十四条まで 削除
第二十五条を次のように改める。

(国営企業担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長(次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「国営企業担当公益委員」という。)、労働組合法第十九条の三第二項に規定する国営企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員(次条第二項及び第二十九条第二項において「国営企業担当使用者委員」という。))並びに同法第十九条の三第二項に規定する国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員(次条第二項及び第二十九条第二項において「国営企業担当労働者委員」という。))のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二から第二十五条の七まで及び第六章の章名を削り、第二十五条の前に次の章名を付する。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

第二十六条第二項中「委員、第二十九条第三項」を「国営企業担当公益委員、国営企業担当使用者委員若しくは国営企業担当労働者委員若しくは第二十九条第四項に改め、「若しくは第三

十条の地方調停委員会の調停委員」を削り、同条第六項を削り、同条第五項中「委員会の行う」を「第一項の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「委員又は地方調停委員会の調停委員」を「委員会の委員又は労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員」に、「以下」を「次項において」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第二十八条第一項中「又は地方調停委員会」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

第二十九条第二項中「委員会の公益委員」を「国営企業担当公益委員」に、「委員会の使用者委員」を「国営企業担当使用者委員」に、「委員会の労働者委員」を「国営企業担当労働者委員」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調

停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三十一条中「又は地方調停委員会」を削る。

第三十二条中「地方調停委員会並びに」を削る。

第三十四条第二項中「委員会の公益委員」を「国営企業担当公益委員」に改める。

第四十条第三項中「行政不服審査法」の下に

「昭和三十一年法律第六十号」を加える。

第四十一条を削る。

附則に次の一項を加える。

第七條の規定の適用については、国営企業の運営の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて国営企業の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和六十三年五月十七日

提出者

議院運営委員長 三塚 博

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十一年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

8 議員の任期満限又は衆議院の解散により国会議員の秘書を退職したことにより健康保険の被保険者の資格を喪失した者は、当該任期満限又は解散の日（以下「任期満限等の日」という。）の翌日において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十條第一項の規定による申請をしたものとみなす。ただし、任期満限等の日の翌日から起算して七日を経過する日までの間に、同条の規定による被保険者とならない旨の申出をした者については、この限りでない。

9 衆議院又は参議院は、健康保険法第七十二條ただし書（同法附則第八條第七項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定により同法第二十條の規定による被保険者となつた者が、任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び国会議員の秘書となり、かつ、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、第三條第二項後段（第四條第三項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定により任期満限等の日の翌日以降も引き続き国会議員の秘書の職にあつたものとされることとなる場合、その者に係る任期満限等の日の属する月分の同法第二十條の規定による被保険者に関する保険料額（同法附則第八條第四項に規定する調整保険料額を含む。）の二分の一を負担する。

10 衆議院又は参議院は、議員の任期満限又は衆議院の解散により国会議員の秘書を退職したことにより厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び国会議員の秘書となつたことにより当該任期満限等の日の翌日以降初めて厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、第三條第二項後段の規定により任期満限等の日の翌日以降も引き続き国会議員の秘書の職にあつたものとされることとなるもの（以下「継続秘書被保険者」という。）が任期満限等の日の属する月（任期満限等の日が月の末日である場合にあつては、その翌月。以下同じ。）に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失しなかつたとしたならばその者について算定されることとなる任期満限等の日の属する月分の厚生年金保険の保険料額に相当する金額（以下「厚生年金保険料相当額」という。）を、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、当該任期満限等の日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。

11 前項の規定により衆議院又は参議院が継続秘書被保険者に係る厚生年金保険料相当額を納付したときは、当該継続秘書被保険者については、任期満限等の日の翌日において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失せず、任期満限等の日の翌日から再び国会議員の秘書となつた日の前日までの間引き続き厚生年金保険の被保険者であつたものとみなして、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）その他厚生年金保険又は国民年金に関する法令の規定を適用する。この場合においては、当該厚生年金保険料相当額が納付されたことをもつて、当該継続秘書被保険者に係る任期満限等の日の属する月分の厚生年金保険の保険料が納付されたものとみなす。

昭和六十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

八九八

12 前二項に定めるもののほか、継続秘書被保険者に係る厚生年金保険の保険給付の支給その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国会議員の秘書の地位の特殊性にかんがみ、国会議員の秘書について、議員の任期満限又は衆議院の解散により国会議員の秘書を退職した日から再び国会議員の秘書となつた日までの間における健康保険法第二十條の規定による被保険者となつた場合の保険料の負担の特例、当該期間における厚生年金保険の被保険者の資格の継続等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 三(五七)四三三

一定価一部
一〇円部